

C

令和 7 年

第 4 回 市議会定例会

議案の説明資料

議 案 件 目

第 143 号議案	浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに 費用弁償条例の一部改正について	4
第 144 号議案	浜松市特別職の給与に関する条例の一部改正について	5
第 145 号議案	浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について	6
第 146 号議案	浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について	8
第 147 号議案	浜松市教育職員の給与に関する条例等の一部改正について	10
第 148 号議案	緊急防災等工事計画について	12
第 149 号議案	当せん金付証票の発売について	13
第 150 号議案	浜松市斎場再整備事業に関する契約の一部変更について	14
第 151 号議案	浜松市立小中学校空調設備整備事業に関する契約の一部変更について	16
第 152 号議案	工事請負契約締結について (浜松市三組倉庫新築工事(建築工事))	18
第 153 号議案	工事請負契約締結について (浜松市和地協働センター大規模改修工事(建築工事))	20
第 154 号議案	工事請負契約締結について (浜松市南陽協働センター・南陽図書館大規模改修及び耐震補強工事 (建築工事))	22
第 155 号議案	工事請負契約の一部変更について (浜松市立西部中学校校舎改築工事(外構整備工事))	24
第 156 号議案	指定管理者の指定について (浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター)	27
第 157 号議案	指定管理者の指定について (浜松市茶室)	32
第 158 号議案	指定管理者の指定について (浜松市雄踏文化センター)	36
第 159 号議案	指定管理者の指定について (浜松市舞阪総合体育館、浜松市舞阪乙女園グラウンド)	41
第 160 号議案	指定管理者の指定について (浜松市水窪総合体育館)	46

第 161 号議案	指定管理者の指定について (浜松市天竜 B & G 海洋センター)	50
第 162 号議案	指定管理者の指定について (浜松市立賀茂真淵記念館)	55
第 163 号議案	指定管理者の指定について (浜松市福祉交流センター)	59
第 164 号議案	指定管理者の指定について (浜松市浜北社会福祉会館ほか 2 施設)	64
第 165 号議案	指定管理者の指定について (浜松市ふれあい交流センターいたや、浜松市ふれあい交流センター 萩原)	69
第 166 号議案	指定管理者の指定について (浜松市ふれあい交流センター湖東ほか 2 施設)	74
第 167 号議案	指定管理者の指定について (浜松市ふれあい交流センター青龍ほか 2 施設)	78
第 168 号議案	指定管理者の指定について (浜松医療センター)	83
第 169 号議案	指定管理者の指定について (浜松市総合産業展示館)	87
第 170 号議案	指定管理者の指定について (浜松市観光バス公共駐車場)	92
第 171 号議案	指定管理者の指定について (四ツ池公園運動施設)	97
第 172 号議案	指定管理者の指定について (安間川公園ほか 2 施設)	101
第 173 号議案	指定管理者の指定について (浜松市立積志図書館)	105
第 174 号議案	指定管理者の指定について (浜松市立北図書館、浜松市立都田図書館)	110
第 175 号議案	指定管理者の指定について (浜松市立浜北図書館)	115
第 176 号議案	浜松市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について	119

浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例
の一部改正について

(提案理由)

浜松市特別職報酬等審議会（令和 7 年 1 0 月 3 0 日）の答申を踏まえ、議員に支給する議員報酬及び期末手当について改定を行うため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 議員報酬の改定

議員の議員報酬について、次のとおり改定するものです。

	現行	改正案
議長	803,000 円	<u>821,000 円</u>
副議長	717,000 円	<u>733,000 円</u>
議員	648,000 円	<u>663,000 円</u>

2 期末手当の改定

議員の期末手当について、次のとおり改定するものです。

年度	6 月		12 月		合計	
	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
7 年度	2.4425	—	2.4425	<u>2.4925</u>	4.885	<u>4.935</u>
8 年度以降	2.4425	<u>2.4675</u>	2.4425	<u>2.4675</u>	4.885	<u>4.935</u>

(施行期日)

この条例は、令和 7 年 1 2 月 1 日から施行するものです。ただし、令和 8 年度以降の期末手当の改定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものです。

浜松市特別職の給与に関する条例の一部改正について

(提案理由)

浜松市特別職報酬等審議会（令和 7 年 1 0 月 3 0 日）の答申を踏まえ、市長、副市長その他の特別職に支給する給料及び期末手当について改定を行うため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 給料月額の改定

市長、副市長その他の特別職の給料について、次のとおり改定するものです。

	現行	改正案
市長	1, 277, 000円	<u>1, 306, 000円</u>
副市長	928, 000円	<u>949, 000円</u>
教育長	766, 000円	<u>783, 000円</u>
常勤の監査委員	655, 000円	<u>670, 000円</u>
固定資産評価員	605, 000円以下において 市長が定める額	<u>619, 000円</u> 以下において 市長が定める額
水道事業及び下水道 事業管理者	766, 000円以下において 市長が定める額	<u>783, 000円</u> 以下において 市長が定める額

2 期末手当の改定

市長、副市長その他の特別職の期末手当について、次のとおり改定するものです。

年度	6 月		12 月		合計	
	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
7 年度	2. 4425	—	2. 4425	<u>2. 4925</u>	4. 885	<u>4. 935</u>
8年度以降	2. 4425	<u>2. 4675</u>	2. 4425	<u>2. 4675</u>	4. 885	<u>4. 935</u>

(施行期日)

この条例は、令和 7 年 1 2 月 1 日から施行するものです。ただし、令和 8 年度以降の期末手当の改定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものです。

浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について

(提案理由)

人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告（令和 7 年 10 月 2 日）を踏まえ、一般職の職員に支給する給料月額、地域手当、初任給調整手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当の改定を行うため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 給料月額及び地域手当の改定

公民給与の較差（3.29%）の解消を図るため、行政職給料表及び医療職給料表において、若年層に重点を置きつつ、中堅層以上の職員についても給料月額の引上げを行うもの及び地域手当の支給割合を次のとおり改定するものです。

	現行	改定案	引き上げ率
浜松市に勤務する職員	3%	<u>3.32%</u>	0.32%
東京事務所に勤務する職員	18%	<u>18.32%</u>	0.32%

2 初任給調整手当の改定

医師に対する初任給調整手当を次のとおり改定するものです。

	現行	改正案	引き上げ額
最高支給限度額（月額）	416,600 円	<u>417,600 円</u>	1,000 円

3 通勤手当の改定

交通用具を利用する職員に対する通勤手当の上限額を次のとおり改定するものです。

	現行	改正案	引き上げ額
上限額	31,600 円	<u>38,700 円</u>	7,100 円

4 期末手当及び勤勉手当の改定

(1) 職員

職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合について、次のとおり改定するものです。

年度	手当	6 月		12 月		合計	
		現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
7 年度	期末	1. 25	－	1. 25	<u>1. 275</u>	2. 5	<u>2. 525</u>
	勤勉	1. 05	－	1. 05	<u>1. 075</u>	2. 1	<u>2. 125</u>
	合計	2. 3	－	2. 3	<u>2. 35</u>	4. 6	<u>4. 65</u>
8 年度 以降	期末	1. 25	<u>1. 2625</u>	1. 25	<u>1. 2625</u>	2. 5	<u>2. 525</u>
	勤勉	1. 05	<u>1. 0625</u>	1. 05	<u>1. 0625</u>	2. 1	<u>2. 125</u>
	合計	2. 3	<u>2. 325</u>	2. 3	<u>2. 325</u>	4. 6	<u>4. 65</u>

(2) 定年前再任用短時間勤務職員

定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合について、次のとおり改定するものです。

年度	手当	6 月		12 月		合計	
		現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
7 年度	期末	0. 7	－	0. 7	<u>0. 725</u>	1. 4	<u>1. 425</u>
	勤勉	0. 5	－	0. 5	<u>0. 525</u>	1. 0	<u>1. 025</u>
	合計	1. 2	－	1. 2	<u>1. 25</u>	2. 4	<u>2. 45</u>
8 年度 以降	期末	0. 7	<u>0. 7125</u>	0. 7	<u>0. 7125</u>	1. 4	<u>1. 425</u>
	勤勉	0. 5	<u>0. 5125</u>	0. 5	<u>0. 5125</u>	1. 0	<u>1. 025</u>
	合計	1. 2	<u>1. 225</u>	1. 2	<u>1. 225</u>	2. 4	<u>2. 45</u>

(施行期日等)

この条例は、令和 7 年 1 2 月 1 日から施行するものです。ただし、令和 8 年度以降の期末手当及び勤勉手当の改定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものです。

なお、1 から 3 の改定については、令和 7 年 4 月 1 日から適用するものです。

浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

(提案理由)

人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告（令和 7 年 1 0 月 2 日）を踏まえ、一般職の職員に支給する給料月額、地域手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当の改定を行うため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 給料月額及び地域手当の改定

公民給与の較差（3. 2 9 %）の解消を図るため、小学校中学校等教育職給料表及び高等学校等教育職給料表において、若年層に重点を置きつつ、中堅層以上の職員についても給料月額の引上げを行うもの及び地域手当の支給割合を次のとおり改定するものです。

	現行	改定案	引き上げ率
浜松市に勤務する職員	3%	<u>3. 32%</u>	0. 32%
東京事務所に勤務する職員	18%	<u>18. 32%</u>	0. 32%

2 通勤手当の改定

交通用具を利用する職員に対する手当の上限額を次のとおり改定するものです。

	現行	改正案	引き上げ額
上限額	31, 600 円	<u>38, 700 円</u>	7, 100 円

3 期末手当及び勤勉手当の改定

(1) 職員

職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合について、次のとおり改定するものです。

年度	手当	6 月		12 月		合計	
		現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
7 年度	期末	1. 25	－	1. 25	<u>1. 275</u>	2. 5	<u>2. 525</u>
	勤勉	1. 05	－	1. 05	<u>1. 075</u>	2. 1	<u>2. 125</u>
	合計	2. 3	－	2. 3	<u>2. 35</u>	4. 6	<u>4. 65</u>
8 年度 以降	期末	1. 25	<u>1. 2625</u>	1. 25	<u>1. 2625</u>	2. 5	<u>2. 525</u>
	勤勉	1. 05	<u>1. 0625</u>	1. 05	<u>1. 0625</u>	2. 1	<u>2. 125</u>
	合計	2. 3	<u>2. 325</u>	2. 3	<u>2. 325</u>	4. 6	<u>4. 65</u>

(2) 定年前再任用短時間勤務職員

定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合について、次のとおり改定するものです。

年度	手当	6 月		12 月		合計	
		現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
7 年度	期末	0.7	－	0.7	<u>0.725</u>	1.4	<u>1.425</u>
	勤勉	0.5	－	0.5	<u>0.525</u>	1.0	<u>1.025</u>
	合計	1.2	－	1.2	<u>1.25</u>	2.4	<u>2.45</u>
8 年度 以降	期末	0.7	<u>0.7125</u>	0.7	<u>0.7125</u>	1.4	<u>1.425</u>
	勤勉	0.5	<u>0.5125</u>	0.5	<u>0.5125</u>	1.0	<u>1.025</u>
	合計	1.2	<u>1.225</u>	1.2	<u>1.225</u>	2.4	<u>2.45</u>

4 その他

条例附則中の記載を「始期」から「任期」へ改めるものです。

(施行期日等)

この条例は、令和7年12月1日から施行するものです。ただし、令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当の改定は、令和8年4月1日から施行するものです。

なお、1及び2の改定については、令和7年4月1日から適用するものです。

浜松市教育職員の給与に関する条例等の一部改正について

(提案理由)

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 68 号）が令和 8 年 1 月 1 日から施行されることに伴い、教職調整額の段階的な引き上げ、義務教育等教員特別手当の校務類型に応じた支給、その他職務や勤務に応じた処遇改善を行うため、関係条例の一部を改正するものです。

(主な改正内容)

1 浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正（第 1 条関係）

(1) 義務教育等教員特別手当の見直し

小学校、中学校及び高等学校に勤務する教育職員に支給される義務教育等教員特別手当について、職務や勤務の状況に応じた給与とする観点から、以下のとおり改定し、校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して規則で定めるものとします。

現行	改正案	引き上げ額
月額 8,000 円	<u>月額 8,600 円</u>	600 円

(2) 管理職の本給加算

教職調整額の改善に合わせて、管理職の処遇改善のため、以下のとおり、本給を改善するものです。

ア 小学校及び中学校

	現行	改正案	引き上げ額
3 級	7,500 円	<u>11,500 円</u>	4,000 円
4 級	0 円	<u>4,000 円</u>	4,000 円

イ 高等学校

	現行	改正案	引き上げ額
3 級	7,700 円	<u>11,500 円</u>	3,800 円
4 級	0 円	<u>3,800 円</u>	3,800 円

2 浜松市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正（第2条関係）

（1）多学年学級担当手当の廃止

複式学級の学級担任には、義務教育等教員特別手当を加算することから支給しないこととするものです。

（2）教員特殊業務手当の引上げ

以下の非常災害時等の緊急の業務に従事した場合の日額を以下のとおり改正するものです。

ア 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務

イ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務

現行	改正案	引き上げ額
日額 7,500 円	<u>月額 8,000 円</u>	500 円

3 浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正（第3条関係）

（1）教職調整額に関すること

現行	改正案	引き上げ率
4%	<u>10%</u>	6%

（2）指導改善研修被認定者に関すること

教職調整額を支給しないこととし、時間外勤務手当及び休日勤務手当を支給しない職員から除くものです。

（3）教職調整額に関する経過措置（附則第3項）

令和8年1月1日から令和12年3月31日までの間において、1年に1%ずつ教職調整額を引き上げることを定めるものです。

（施行期日）

この条例は、令和8年1月1日から施行するものです。

緊急防災等工事計画について

(提案理由)

東ノ谷三番池地区の緊急防災等工事計画を次のとおり定めるため、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 4 の規定において読み替えて準用する、同法第 87 条の 4 第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

(緊急防災等工事計画)

1 目的

浜松市浜名区尾野地区における農業用水の取水源である、東ノ谷三番池は、耐震、豪雨耐性の不足により、堤体等の緊急防災等工事が必要なため、農村地域の防災減災及び用水の安定供給を目的に事業を実施するものです。

2 事業概要

- (1) 実施年度 令和 8 年度 ～ 令和 11 年度
- (2) 事業費 84,000 千円（財源：国 55%、県 1%、市 44%）
- (3) 工事内容 耐震及び豪雨対策工事

(位置図)



当せん金付証票の発売について

(提案理由)

当せん金付証票（宝くじ）の発売に関し、当せん金付証票法（昭和 23 年法律第 144 号）第 4 条第 1 項の規定により、令和 8 年度の発売限度額について議決を求めるものです。

(内容)

令和 8 年度当せん金付証票発売の限度額 68 億円（令和 7 年度と同額）

限度額を上回る発売はできないため、発売見込額約 52 億円に売上増加対応分として約 16 億円を加えた 68 億円を限度額とするものです。

令和 8 年度の発売見込が限度額を上回る見込となった場合には、新たに限度額の議決が必要となります。

浜松市斎場再整備事業に関する契約の一部変更について

(提案理由)

浜松市斎場再整備事業については、令和 6 年 2 月の市議会定例会において議決（第 22 号議案）され、令和 24 年 3 月 31 日までの期間で事業を進めています。

契約について一部変更が生じたことに伴い、契約金額に増額変更の必要が生じたため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 12 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

(事業概要)

- 1 事業の場所 浜松市中央区中沢町 47 番 1 外
浜松市中央区雄踏町宇布見 5957 番 1 外
- 2 事業の内容 浜松斎場・雄踏斎場の設計・施工及び維持管理業務
- 3 事業の期間 令和 6 年 2 月 27 日から令和 24 年 3 月 31 日まで
設計・施工：4 年 4 か月、維持管理：16 年

(変更契約額)

	契約金額
変更前	12,846,683,225 円
変更後	13,562,229,854 円
変更額	715,546,629 円

(変更理由)

- 1 物価変動条項の改定及び物価変動による改定
物価変動条項に基づく改定の基準である起算日及び物価指標の種類を明文化することで、物価変動による改定方法を明確にするとともに、当該方法により算出した金額に変更するもの。
- 2 整備内容の変更
当初想定できなかった事象に対し、工種の追加及び変更を行うもの。
 - ・アスベスト対応の追加
 - ・法面对策の追加
 - ・ビル用マルチ空調機冷媒の変更
 - ・建築基礎の変更

- ・既設電気および水道設備撤去の変更
- ・仮設受変電設備設置方法の変更
- ・敷地出入口間口幅の変更
- ・仮設トイレ数の変更

(参考)

P F I 事業の物価変動に基づく改定について

P F I 事業では設計、建設、運営維持管理等の業務を一括して契約するため、契約期間が長期間となり、契約締結時と各業務の実施年度との間に物価変動が生じる可能性があります。そこで、事業者のリスクが過剰とならないよう、事業期間中に物価が一定以上の変動をした場合、サービス対価を改定させる仕組みをとっています。

本市のP F I 事業契約書には、契約金額に物価の変動による改定を含む旨を規定しているため、物価変動が生じた時は、契約書の規定に従いサービス対価を改定しています。ただし、契約書に定めが無い方法で契約金額を改定する場合や改定方法の変更を行う場合は、契約金額の変更を伴う変更契約を締結するものです。

浜松市立小中学校空調設備整備事業に関する契約の一部変更について

(提案理由)

浜松市立小中学校空調設備整備事業については、令和 4 年 2 月の市議会定例会において議決(第 53 号議案)され、令和 15 年 3 月 31 日までの期間で事業を進めています。

契約について一部変更が生じたことに伴い、契約金額に増額変更の必要が生じたため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)第 12 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

(事業概要)

- 1 事業の場所 浜松市立小中学校 80 校 1, 348 教室
- 2 事業の内容 浜松市立小中学校空調設備の設計・施工及び維持管理業務
- 3 事業の期間 令和元年 12 月 19 日から令和 15 年 3 月 31 日まで
設計・施工等：約 1 年 4 か月、維持管理：約 13 年間

(変更契約額)

	契約金額
変更前	5,394,488,990 円
変更後	5,419,188,460 円
変更額	24,699,470 円

(変更理由)

物価変動条項に基づく改定の対象期間及び基準日を明文化することで、物価変動による改定方法を明確にするとともに、当該方法により算出した金額に変更するもの。

(参考)

P F I 事業の物価変動に基づく改定について

P F I 事業では設計、建設、運営維持管理等の業務を一括して契約するため、契約期間が長期間となり、契約締結時と各業務の実施年度との間に物価変動が生じる可能性があります。そこで、事業者のリスクが過剰とならないよう、事業期間中に物価が一定以上の変動をした場合、サービス対価を改定させる仕組みをとっています。

本市のP F I 事業契約書には、契約金額に物価の変動による改定を含む旨を規定しているため、物価変動が生じた時は、契約書の規定に従いサービス対価を改定しています。ただし、契約書に定めが無い方法で契約金額を改定する場合や改定方法の変更を行う場合は、契約金額の変更を伴う変更契約を締結するものです。

(第 152 号議案の説明資料)

アセットマネジメント推進課

工事請負契約締結について（浜松市三組倉庫新築工事（建築工事））

(提案理由)

三組町の市有地に、広域防災倉庫（半径約 4 km 以内にある避難所の防災倉庫の備蓄品を補完するもの）及び市役所の物品・書類保管庫の機能を兼用する倉庫を新築するため、倉庫新築工事（建築工事）について、工事請負契約を締結するものです。

(工事の概要)

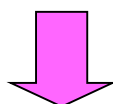
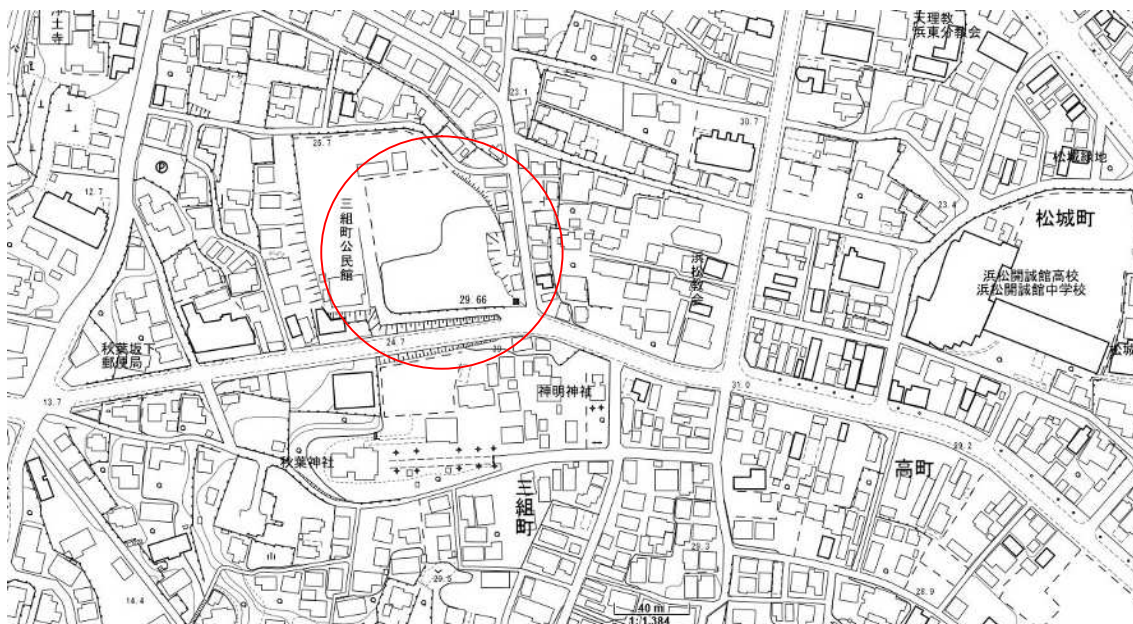
- ・新築倉庫敷地 浜松市中央区三組町 2 8 番 9 1 ほか
- ・工事内容・規模 倉庫新設（鉄骨造 2 階建て 延床面積：1, 9 9 5. 6 2 m²）
外構整備（緑化、アスファルト舗装、フェンス、パネルドア 等）
既存水防倉庫の屋根・外壁塗装
既存倉庫（S 造（約 1 2 0 m²））解体等
倉庫新設及び外構整備に伴う機械設備工事

(工事期間)

本契約成立の日の翌日から令和 8 年 1 1 月 2 0 日まで

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
浜松市三組倉庫 新築工事 (建築工事)	・倉庫新設 (鉄骨造2階建て) ・外構整備 ・既存倉庫改修 及び解体 ・倉庫新設及び 外構整備に伴う 機械設備工事	355, 740, 000円	総合評価 一般競争 入 札	浜松市中央区布橋 二丁目 6 番 1 号 須山建設株式会社 代表取締役 須山 雄造

(位置図) 所在地：浜松市中央区三組町28番91ほか



工事請負契約締結について（浜松市和地協働センター大規模改修工事（建築工事））

(提案理由)

浜松市和地協働センターは昭和 55 年に建築され 45 年が経過、体育館は昭和 58 年に建築され 42 年が経過しており、建物の長寿命化を図るため、大規模改修工事（建築工事）について工事請負契約を締結するものです。

(工事の概要)

- ・工事場所 浜松市中央区和地町 6578 番地
- ・構造・規模 協働センター 鉄筋コンクリート造地上 2 階建
延べ面積 1,063.90 m²
体育館 鉄骨造地上 1 階建
延べ面積 1,205.97 m²

(工事期間)

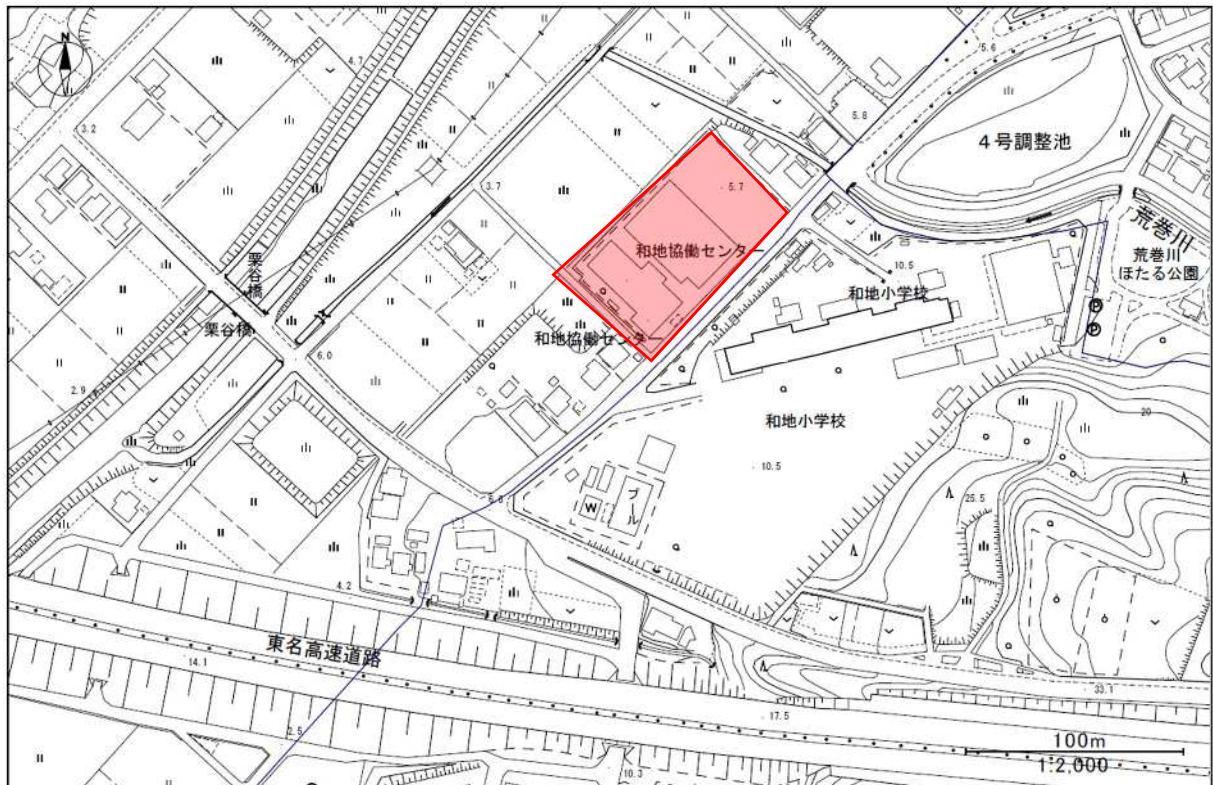
令和 8 年 1 月 5 日から令和 9 年 6 月 4 日まで

工 事 の 名 称	工 事 の 概 要	契 約 金 額	契約方法	契約者住所氏名
浜松市和地協働センター大規模改修工事（建築工事）	大規模改修工事一式 ・大規模改修工事 ・ユニバーサルデザイン化整備工事 ・改良保全工事	378,400,000円	制限付一般競争入札 （総合評価方式）	浜松市中央区 和地町5181番地の 1 株式会社浜建 代表取締役 豊田 晃央

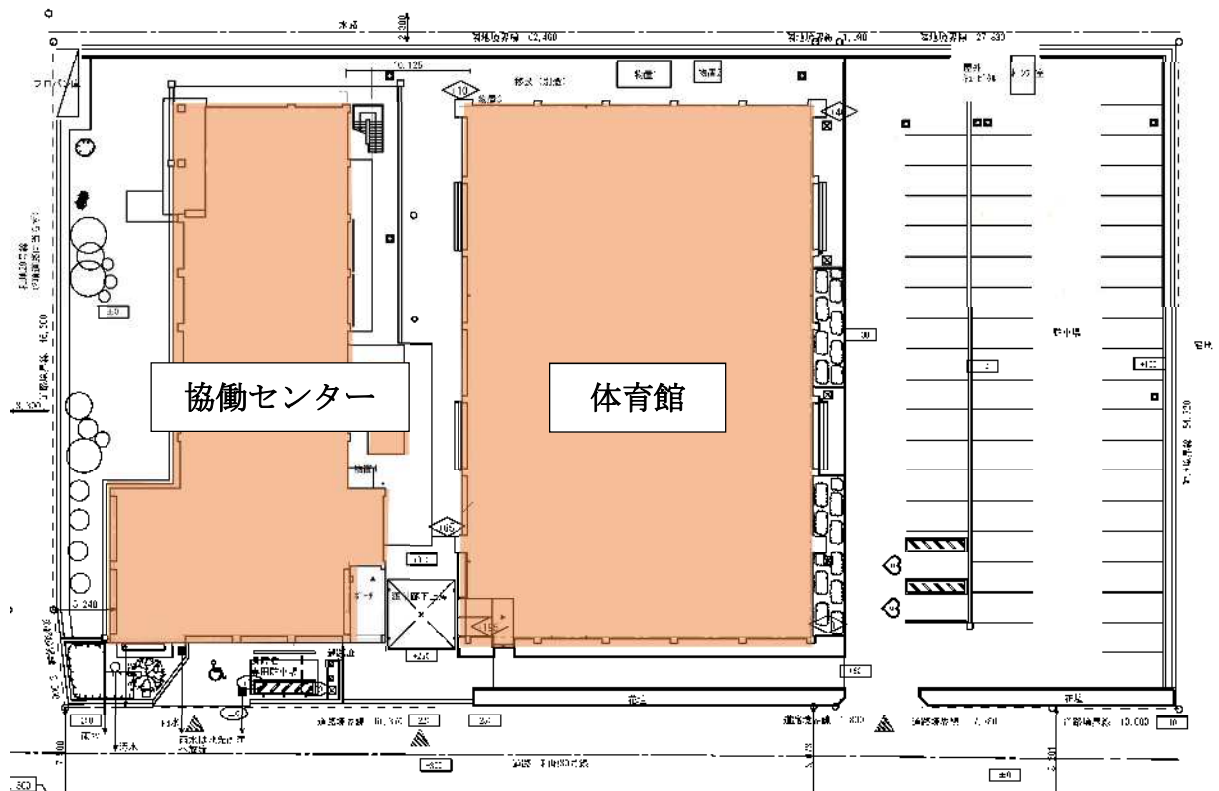
(位置図)

名 称：浜松市和地協働センター

所在地：浜松市中央区和地町6578番地



拡大図



工事請負契約締結について（浜松市南陽協働センター・南陽図書館大規模改修及び耐震補強工事（建築工事））

(提案理由)

浜松市南陽協働センターは、昭和 5 5 年に建築され 4 5 年が経過、体育館は昭和 5 6 年に建築され 4 4 年が経過、南陽図書館は昭和 5 8 年に建築され 4 2 年が経過しており、建物の長寿命化を図るため、大規模改修及び耐震補強工事（建築工事）について工事請負契約を締結するものです。

(工事の概要)

- ・ 工事場所 浜松市中央区下江町 4 6 2 番地
- ・ 構造・規模 協働センター 鉄筋コンクリート造 地上 2 階建
延べ面積 1, 1 6 4 . 5 0 m²
体育館 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 地上 1 階建
延べ面積 1, 1 8 8 . 0 0 m²
南陽図書館 鉄筋コンクリート造 地上 2 階建
延べ面積 1, 1 0 9 . 7 6 m²

(工事期間)

令和 8 年 1 月 5 日から令和 9 年 1 0 月 2 9 日まで

工 事 の 名 称	工 事 の 概 要	契 約 金 額	契約方法	契約者住所氏名
浜松市南陽協働センター・南陽図書館大規模改修及び耐震補強工事（建築工事）	大規模改修工一式 ・大規模改修工事 ・ユニバーサルデザイン化整備工事 ・耐震補強工事（協働センター） ・改良保全工事（図書館）	946, 000, 000円	制 限 付 一般競争 入 札 （総合評価方式）	浜松市中央区 渡瀬町1000番地の 1 株式会社林工組 代表取締役社長 伊藤 友輔

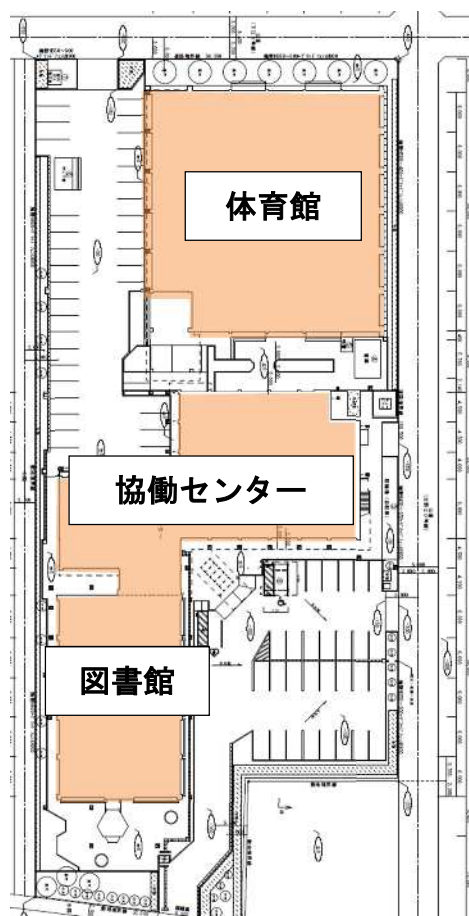
(位置図)

名 称：浜松市南陽協働センター・南陽図書館

所在地：浜松市中央区下江町462番地



拡大図



(第 155 号議案の説明資料)

教育施設課

工事請負契約の一部変更について（浜松市立西部中学校校舎改築工事（外構整備工事））

(提案理由)

浜松市立西部中学校校舎改築工事（外構整備工事）については、令和 6 年 1 1 月市議会定例会において議決（第 1 4 6 号議案）され、令和 8 年 2 月 2 7 日までの期間で工事を進めています。

本工事において、土の掘削をした際に発見された埋設廃棄物の分別作業や、掘削部の地下水位が高いことによる排水処理に時間を要しているため、工事期間を延長する必要が生じました。このため、工期延長により、請負金額を変更することから、変更契約を締結するものです。

(工事の概要)

- ・ 場所 浜松市中央区鴨江二丁目 1 7 番 1 号
- ・ 工事内容 渡り廊下新設、グラウンド整備、テニスコート整備、敷地内段差擁壁整備、駐車場整備等
上記に伴う電気設備、機械設備工事 一式

(変更内容)

工事変更請負契約

	契約金額
変更前	756, 800, 000 円
変更後	831, 010, 400 円
変更額	74, 210, 400 円

(変更理由)

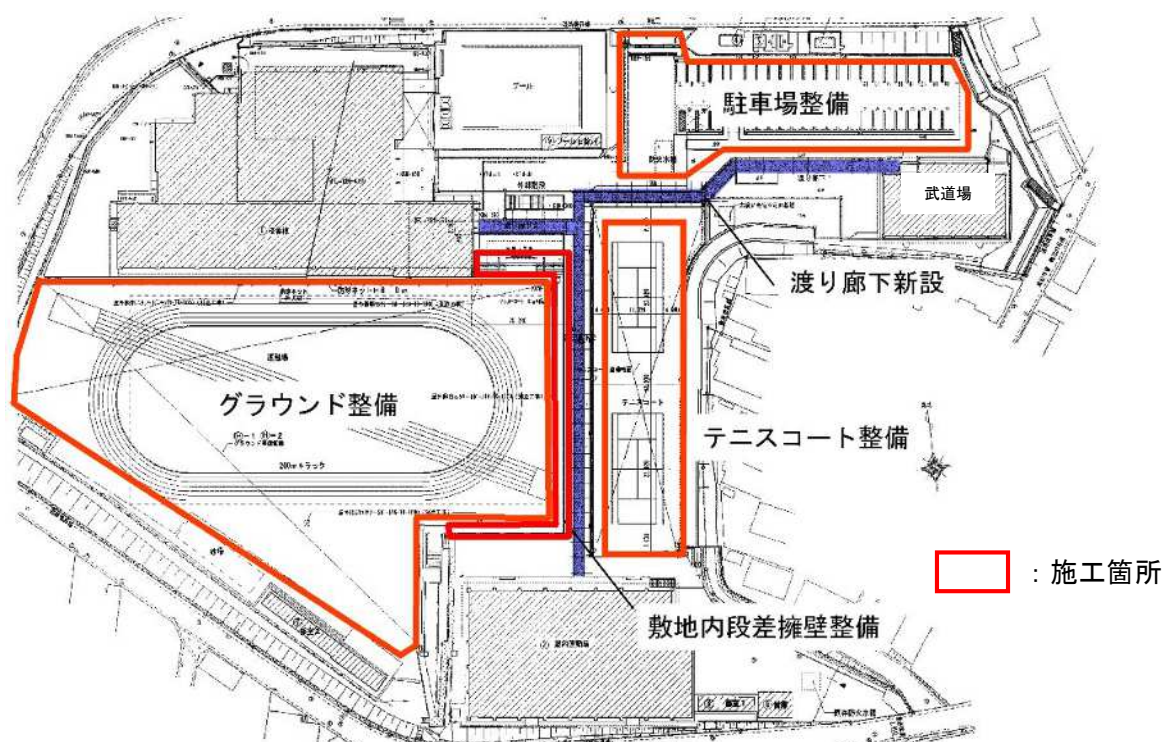
本工事において、土の掘削をした際に発見された埋設廃棄物の分別作業や、掘削部の地下水位が高いことによる排水処理に時間を要していることに伴う工事費の変更を行うものです。

(参考)

併せて工期の変更を行うものです。

	工事期間
変更前	令和 6 年 12 月 21 日～令和 8 年 2 月 27 日
変更後	令和 6 年 12 月 21 日～令和 8 年 11 月 30 日

<工事箇所>



指定管理者の指定の一覧

議案番号	施設の名称	新規更新	募集区分	募集区分	利用料金制	指定の期間	指定管理者	前回の状況 (公募単位別)
156	浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター	更新	公募	○	○	5年	特定非営利活動法人浜松男女共同参画推進協会・東海ビル管理株式会社グループ	東海ビル管理株式会社・特定非営利活動法人浜松男女共同参画推進協会グループ
157	浜松市茶室	更新	公募	○	○	5年	遠鉄アシスト株式会社	遠鉄アシスト株式会社
158	浜松市雄踏文化センター	更新	公募	○	○	5年	東海ビル管理グループ	東海ビル管理グループ
159	浜松市舞阪総合体育館	更新	公募	○	○	5年	公益財団法人浜松市スポーツ協会	公益財団法人浜松市スポーツ協会
	浜松市舞阪乙女園グラウンド				○			
160	浜松市水窪総合体育館	更新	公募	○	○	5年	公益財団法人浜松市スポーツ協会	公益財団法人浜松市スポーツ協会
161	浜松市天竜B&G海洋センター	更新	公募	○	○	5年	スポーツプラザ報徳・中部ビル保養共同事業体	スポーツプラザ報徳・中部ビル保養共同事業体
162	浜松市立賀茂真淵記念館	更新	公募	○	○	5年	一般社団法人浜松史蹟調査顕彰会	一般社団法人浜松史蹟調査顕彰会
163	浜松市福祉交流センター	更新	公募	○	○	5年	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会グループ	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会グループ
164	浜松市浜北社会福祉会館	更新	公募	○	×	5年	株式会社ヤタロー	株式会社ヤタロー
	浜松市ふれあい交流センター浜北				○			
	浜松市ふれあい交流センター竜西				×			
165	浜松市ふれあい交流センターいたや	更新	公募	○	×	5年	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会
	浜松市ふれあい交流センター萩原				×			
166	浜松市ふれあい交流センター湖東	更新	公募	○	×	5年	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会
	浜松市ふれあい交流センター湖南				×			
	浜松市ふれあい交流センター陽だまり				×			
167	浜松市ふれあい交流センター青龍	更新	公募	○	×	5年	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会
	浜松市ふれあい交流センター江之島				×			
	浜松市ふれあい交流センター可美				×			
168	浜松医療センター	更新	非公募	×	○	5年	公益財団法人浜松市医療公社	公益財団法人浜松市医療公社
169	浜松市総合産業展示館	更新	公募	○	○	3年	ヤタロー・共同グループ	ヤタロー・共同グループ
170	浜松市観光バス公共駐車場	更新	公募	○	○	5年	タイムズ24共同企業体	遠鉄アシスト株式会社
171	四ツ池公園運動施設	更新	公募	○	○	5年	公益財団法人浜松市スポーツ協会	公益財団法人浜松市スポーツ協会
172	安間川公園	更新	公募	○	○	5年	東海ビル管理株式会社	東海ビル管理株式会社
	ゆたか緑地				○			
	ゆたか第2緑地				×			
173	浜松市立積志図書館	更新	公募	○	×	4年	ヴィアックス・東海ビル管理共同事業体	ヴィアックス・東海ビル管理共同事業体
174	浜松市立北図書館	更新	公募	○	×	5年	ヴィアックス・東海ビル管理共同事業体	ヴィアックス・東海ビル管理共同事業体
	浜松市立都田図書館				×			
175	浜松市立浜北図書館	更新	公募	○	×	5年	遠鉄アシスト株式会社	遠鉄アシスト株式会社

指定管理者の指定について（浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター）

(提案理由)

浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センターの指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市中央区幸三丁目 3 番 1 号

名 称：浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター

2 指定管理者

所在地：浜松市中央区有玉南町 1 8 6 7 番地の 1

名 称：特定非営利活動法人浜松男女共同参画推進協会・東海ビル管理株式会社
グループ

（代表者）浜松市中央区有玉南町 1 8 6 7 番地の 1

特定非営利活動法人浜松男女共同参画推進協会
理事長 道喜 道恵

（構成員）浜松市中央区和田町 7 0 8 番地の 1

東海ビル管理株式会社
代表取締役 高橋 一博

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

(1) 指定管理者がグループを編成した目的

浜松市男女共同参画推進事業受託者として地域及び人材ネットワークを有する代表企業と、多くの公共施設管理運営による経験・ノウハウを有する構成団体が共同事業体を構成し、両社の実績を活かした公共サービスの創造・拡充を目指すため。

(2) 概要

代表者	<u>特定非営利活動法人浜松男女共同参画推進協会</u> ・ 設 立：平成17年2月2日 ・ 設立目的：すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思により個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現に寄与すること。 ・ 事業内容：①男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 ②保健、医療又は福祉の増進を図る活動 ③社会教育の推進を図る活動 ほか
構成員	<u>東海ビル管理株式会社</u> ・ 設 立：昭和53年9月1日 ・ 資 本 金：1000万円 ・ 設立目的：次の事業を営むこと。 ・ 事業内容：①ビルディング、その他建造物の清掃管理業務 ②ビルディング、その他建造物の設備（空調設備、給排水設備、電気設備、冷暖房設備、消防設備、衛生設備）の施工、保全、保守、管理業務 ③エレベーター、守衛、夜警、電話交換、受付、駐車場、ベッドメイク、管理業務 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1 件 ・特定非営利活動法人浜松男女共同参画推進協会・東海ビル管理株式会社グループ（候補者）
(3) 選定会議	市民部指定管理者選定会議 (1)選定会議の構成 委員長：水谷 供子 浜松市市民部長 副委員長：藤田 裕 浜松市市民部次長 委員：加藤 智春 浜松市市民部市民協働・地域政策課長 委員：中村 美紀 浜松市市民部UD・男女共同参画課長 委員：A（第三者委員＝会社経営者） 委員：B（第三者委員＝市民団体役員） 委員：C（第三者委員＝市民団体役員） 委員：D（第三者委員＝税理士） (2)審査日時 令和7年8月28日（木） 午後13時30分～午後15時00分 (3)申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和7年8月28日（木）実施
(4) 選定理由	・公募したところ1者の応募があり、市民部指定管理者選定会議で選定した。 ・「男女共同参画」と「文化芸術活動」の2つの異なった目的のある複合施設として、その設置目的を理解した提案となっていた。 ・特定非営利活動法人浜松男女共同参画推進協会はソフト面について、東海ビル管理株式会社はハード面についてそれぞれの特性、専門性を活かし、施設の効用が最大となるような運営がなされると期待できる。 ・前指定管理者として新たに提案された自主事業について、男女共同参画と文化芸術活動が融合された企画であり、利用者間同士の交流・新規利用者の獲得が狙え、施設の設置目的や活動内容の周知に期待できる。 ・以上の点を評価し、特定非営利活動法人浜松男女共同参画推進協会・東海ビル管理株式会社グループを候補者として選定した。

3 提案概要と評価内容

	特定非営利活動法人浜松男女共同参画推進協会・東海ビル管理株式会社グループ	
提案概要	①前指定管理者としての経験や実績、ビル管理会社としてのノウハウを活かした施設管理・運営を行う。 ②施設の設置目的に合った自主事業を行う。	
提案金額	(令和8年度) 11,703,000 円 (令和9年度) 11,703,000 円 (令和10年度) 11,703,000 円 (令和11年度) 11,703,000 円 (令和12年度) 11,703,000 円 合 計 <u>58,515,000 円</u>	
評価内容	・「男女共同参画」と「文化芸術活動」の2つの異なった目的のある複合施設として、その設置目的を理解した提案となっていた。 ・特定非営利活動法人浜松男女共同参画推進協会はソフト面について、東海ビル管理株式会社はハード面についてそれぞれの特性、専門性を活かし、施設の効用が最大となるような運営がなされると期待できる。 ・前指定管理者として新たに提案された自主事業について、男女共同参画と文化芸術活動が融合された企画であり、利用者間同士の交流・新規利用者の獲得が狙え、施設の設置目的や活動内容の周知に期待できる。	

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目		配点	得点
応募者（評価対象者）			特定非営利活動法人浜松 男女共同参画推進協会・ 東海ビル管理株式会社グ ループ
1	施設運営管理方針に関する項目（合格点 4.4 点以上）		
	(1) 施設の性格や目的の理解	4	3.1
	(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	4	3.0
	小 計	8	6.1
2	事業提案（計画）に関する項目（合格点 24.8 点以上）		
	(1) 事業の具体的取組み方	6	4.4
	(2) 施設の運営体制・職員の配置	6	4.0
	(3) 適正な管理・モニタリング	6	3.9
	(4) 安全管理・緊急時への対応	6	4.2
	(5) 市民サービスの向上	13	8.9
	(6) 環境・地域等への配慮	5	3.2
	(7) 平等利用	3	2.0
	小 計	45	30.6
3	指定管理者に関する項目（合格点 7.7 点以上）		
	(1) 団体の人的・財政的能力	4	2.7
	(2) 施設の運営実績	5	3.9
	(3) 団体の地域貢献	5	3.5
	小 計	14	10.1
4	活動拠点に関する項目		
	(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	3.0
	(2) 各種認定等の有無	1	0.5
	小 計	4	3.5
5	指定管理料に関する項目（1）（合格点 7.7 点以上）		
	収支計画の妥当性	14	8.8
	小 計	14	8.8
6	指定管理料に関する項目（2）		
	$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{配点}$	15	0.0
	小 計	15	0.0
現指定期間の実績に基づく加減点			1.4
合 計		100	60.5

(第 157 号議案の説明資料)

創造都市・文化振興課

指定管理者の指定について（浜松市茶室）

(提案理由)

浜松市茶室の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 24 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市中央区鹿谷町 11 番 4 号

名 称：浜松市茶室

2 指定管理者

所在地：浜松市中央区丸塚町 541 番地の 20

名 称：遠鉄アシスト株式会社 代表取締役 米田 典弘

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

遠鉄アシスト株式会社

・設 立：平成 11 年 7 月 21 日

・資 本 金：4,000 万円

・設立目的：次の事業を営むこと。

・事業内容：①自動車の運転並びに保守管理

②自動車による旅客及び貨物運送事業

③建物・構築物及び付帯設備の管理・清掃並びに警備の請負 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1 件 ・遠鉄アシスト株式会社（候補者）
(3) 選定会議	市民部指定管理者選定会議（文化・スポーツ振興担当） (1)選定会議の構成 委員長：嶋野 聡 浜松市市民部文化振興担当部長 副委員長：杉田 実良 浜松市市民部スポーツ振興担当部長 【欠席】 委員：宮木 広由 浜松市市民部創造都市・文化振興課長 委員：栗田 豪 浜松市市民部スポーツ振興課長 委員：枝村 賢美 浜松市市民部中央図書館長 委員：A（第三者委員＝運営面） 委員：B（第三者委員＝利用面） 委員：C（第三者委員＝利用面） 委員：D（第三者委員＝経営面） (2)審査日時 令和7年9月1日（月） 午後1時00分～午後5時10分 (3)申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和7年9月1日（月）実施
(4) 選定理由	公募したところ1者の応募があり、市民部指定管理者選定会議（文化・スポーツ振興担当）で選定した。 ・候補者は施設の目的や役割の理解度が高く、提案が市の施策に沿ったものであった。 ・施設の特性を捉えた自主事業の提案がされ、その提案が具体的で実現が期待できた。 ・浜松城公園との誘客や管理面での連携が提案されており、その効果が期待でき、団体の運営体制や運営実績も充分である。 以上の点を評価し、適切な管理運営が期待できることから候補者として選定した。

3 提案概要と評価内容

	遠鉄アシスト株式会社
提案概要	① これまでに培った経験や実績を踏まえ、安定した施設管理・運営を行う。 ② 茶室の敷居を下げ、認知させることを意識した工夫や情報発信を行う。 ③ 浜松城公園の指定管理者であることを活かした事業を行う。
提案金額	(令和8年度) 12,893,100円 (令和9年度) 12,893,100円 (令和10年度) 12,893,100円 (令和11年度) 12,893,100円 (令和12年度) 12,893,100円 合 計 <u>64,465,500円</u>
評価内容	・茶室としての敷居を低くし、広く市民に知っていただくための茶道体験講座などが企画されており、利用者の増加が期待される。 ・浜松城公園の指定管理者であることを活かして浜松城公園との誘客や管理面での連携が提案されており、その効果が期待できる。 ・自主事業では茶道そのものの体験だけではなく、能楽や静岡産抹茶に関する講座など別の角度からアプローチをして茶道へ理解を深めたり、興味を持ってもらったりといった独自性が見られる。施設の設置目的を踏まえた幅広い事業提案が高く評価され、収支計画等も妥当であることから、指定管理者として適任であると認め選定した。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目		配点	得点
応募者（評価対象者）			遠鉄アシスト株式会社
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 3. 3 点以上）			
(1) 施設の性格や目的の理解		3	2.4
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること		3	2.2
小 計		6	4.6
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 25. 3 点以上）			
(1) 事業の具体的取組み方		5	3.6
(2) 施設の運営体制・職員の配置		5	3.7
(3) 適正な管理・モニタリング		5	3.4
(4) 安全管理・緊急時への対応		6	4.2
(5) 市民サービスの向上		15	9.7
(6) 環境・地域等への配慮		5	3.3
(7) 平等利用		5	3.3
小 計		46	31.2
3 指定管理者に関する項目（合格点 9. 9 点以上）			
(1) 団体の人的・財政的能力		6	4.8
(2) 施設の運営実績		6	4.7
(3) 団体の地域貢献		6	4.5
小 計		18	14.0
4 指定管理者の活動に関する項目			
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと		3	3.0
(2) 各種認定等の有無		1	1.0
小 計		4	4.0
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点 7. 7 点以上）			
収支計画の妥当性		14	10.3
小 計		14	10.3
6 指定管理料に関する項目（2）			
$\frac{\text{上限額}-\text{提案額}}{\text{上限額}-\text{下限額}} \times \text{配点}$		12	0.0
小 計		12	0.0
現指定期間の実績に基づく加減点			1.6
合 計		100	65.7

指定管理者の指定について（浜松市雄踏文化センター）

(提案理由)

浜松市雄踏文化センターの指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市中央区雄踏町宇布見 5 4 2 7 番地

名 称：浜松市雄踏文化センター

2 指定管理者

所在地：浜松市中央区和田町 7 0 8 番地の 1

名 称：東海ビル管理グループ

（代表者）浜松市中央区和田町 7 0 8 番地の 1

東海ビル管理株式会社 代表取締役 高橋 一博

（構成員）愛知県豊川市豊が丘町 1 9 8 番地 1

株式会社ピーアンドピー 代表取締役 彦坂 良太郎

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

(1) 指定管理者がグループを編成した目的

令和 3 年度から令和 7 年度までの指定管理期間について、東海ビル管理株式会社、株式会社ピーアンドピーの 2 者による共同事業体を編成して、効率的な運営管理業務の実施を図っていることから、継続して構成員の実績、人材、経験を活かした管理運営を図るため。

(2) 概要

代表者	<u>東海ビル管理株式会社</u> ・ 設 立：昭和53年9月1日 ・ 資 本 金：1,000万円 ・ 設立目的：次の事業を営むことを目的とする。 ・ 事業内容：①ビルディング、その他建造物の清掃管理業務 ②ビルディング、その他建造物の設備（空調設備、給排水設備、電気設備、冷暖房設備、消防設備、衛生設備）の施工、保全、保守、管理業務 ③エレベーター、守衛、夜警、電話交換、受付、駐車場、ベットのメイク、管理業務 ほか
構成員	<u>株式会社ピーアンドピー</u> ・ 設 立：平成元年4月10日 ・ 資 本 金：1,450万円 ・ 設立目的：次の事業を営むことを目的とする。 ・ 事業内容：①オリジナル衣装の制作、販売及びレンタル ②生花の販売 ③各種パーティーの企画、運営及び管理の請負業 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1 件 ・ 東海ビル管理グループ（候補者）
(3) 選定会議	中央区指定管理者選定会議 (1) 選定会議の構成 委員長：岡安 章宏 浜松市中央区長 副委員長：豊田 周一 浜松市中央区副区長 委員：宮崎 幹啓 浜松市中央区まちづくり推進課長 【欠席】 委員：鈴木 三男 浜松市中央区西行政センター所長 委員：原川 知己 浜松市中央区南行政センター所長 委員：A（第三者委員＝運営面） 委員：B（第三者委員＝利用面） 委員：C（第三者委員＝利用面） 委員：D（第三者委員＝利用面） 委員：E（第三者委員＝経営面） (2) 審査日時 令和7年9月18日（木） 午後2時55分～午後3時35分 (3) 申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和7年9月18日（木）実施
(4) 選定理由	・ 全般的に手堅く運用していける提案となっており、また提案が市の施策に沿ったものであった。 ・ 長期的な視点を持った提案であり、施設の維持管理（ハード面）に加え、開催される自主事業の講座内容等が地域との交流（ソフト面）においても充実したものになることが期待できる。 ・ これらの点を評価した結果、選定基準に規定する条件を満たしたため、候補者として選定した。

3 提案概要と評価内容

	東海ビル管理グループ
提案概要	①浜松市未来ビジョンや浜松市文化振興ビジョンに準じ、文化に出会い、楽しさや感動、喜びをもたらす芸術文化の発信拠点の実現を目指す。 ②「おもてなしのこころ」を基調とし、きめ細やかなサービスを実施し「便利、親しみ、安全、快適」の4つの視点をもって「ホスピタリティ」あふれる管理運営に努める。 ③デマンド監視装置による光熱水費の管理を徹底し、利用者の理解も得ながら、光熱水費の削減を目指す。 ④当施設が緊急避難場所に指定されていることを踏まえ、防災訓練や当グループ既定の危機管理マニュアルを通じ、対応力の強化に日頃から努める。 ⑤生涯学習推進、地域文化の保存、継承等を目的とした9のイベント事業、23の講座事業の展開を計画している。
提案金額	(令和8年度) 52,151,000 円 (令和9年度) 51,228,000 円 (令和10年度) 51,228,000 円 (令和11年度) 51,228,000 円 (令和12年度) 51,228,000 円 合計 257,063,000 円
評価内容	・本来のまちづくりの基本理念や、立地場所である中央区雄踏町の特徴を関連づけた具体的な提案がされている。 ・現指定管理者としてこれまでの経験、実績や共同事業体のスケールメリットを活かした提案となっており、今後も安定した施設運営が期待できる。 ・事業の具体的な取り組みの中で、情報発信や利用者ニーズの把握ができています。提案となっており、自主事業へ反映させることが期待できる。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目		配点	得点
応募者（評価対象者）			東海ビル管理グループ
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 4.4 点以上）			
(1) 施設の性格や目的の理解		4	3.4
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること		4	3.3
小 計		8	6.7
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 27.5 点以上）			
(1) 事業の具体的取組み方		9	7.4
(2) 施設の運営体制・職員の配置		7	5.4
(3) 適正な管理・モニタリング		7	5.7
(4) 安全管理・緊急時への対応		8	6.5
(5) 市民サービスの向上		9	7.4
(6) 環境・地域等への配慮		5	3.8
(7) 平等利用		5	4.0
小 計		50	40.2
3 指定管理者に関する項目（合格点 7.7 点以上）			
(1) 団体の人的・物的・財政的能力		4	3.5
(2) 施設の運営実績		4	3.5
(3) 団体の地域貢献		6	4.8
小 計		14	11.8
4 活動拠点に関する項目			
浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと		3	3.0
各種認定等の有無		1	0.5
小 計		4	3.5
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点 6.6 点以上）			
収支計画の妥当性		12	8.0
小 計		12	8.0
6 指定管理料に関する項目（2）			
$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{配点}$		12	0.0
小 計		12	0.0
現指定期間の実績に基づく加減点			2.5
合 計		100	72.7

指定管理者の指定について（浜松市舞阪総合体育館、浜松市舞阪乙女園グラウンド）

(提案理由)

浜松市舞阪総合体育館及び浜松市舞阪乙女園グラウンドの指定管理について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地	名称
浜松市中央区舞阪町舞阪 2 6 2 3 番地の 3 2	浜松市舞阪総合体育館
浜松市中央区舞阪町弁天島 3 0 7 1 番地	浜松市舞阪乙女園グラウンド

2 指定管理者

所在地：浜松市中央区和田町 8 0 8 番地の 1

名 称：公益財団法人浜松市スポーツ協会 会長 大坪 豊生

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

公益財団法人浜松市スポーツ協会

- ・設 立：昭和 55 年 3 月 26 日
- ・基本財産：331,751,412 円（令和 7 年 3 月 31 日現在）
- ・設立目的：浜松市における健康・体力づくりを推進し、アマチュア精神を培い、スポーツの普及・向上を図り、もって健康で明るい市民の育成に寄与する。
- ・事業内容：①体育・スポーツ団体の育成強化及び連絡調整に関すること
②体育・スポーツ指導者の資質の向上に関すること
③競技力の向上に関すること ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	2 件 ・公益財団法人浜松市スポーツ協会（候補者） ・株式会社東京アスレティッククラブ（次点者）
(3) 選定会議	中央区指定管理者選定会議 (1)選定会議の構成 委員長：岡安 章宏 浜松市中央区長 副委員長：豊田 周一 浜松市中央区副区長 委員：宮崎 幹啓 浜松市中央区まちづくり推進課長 委員：鈴木 三男 浜松市中央区西行政センター所長 委員：原川 知己 浜松市中央区南行政センター所長 委員：A（第三者委員＝運営面） 委員：B（第三者委員＝利用面） 委員：C（第三者委員＝利用面） 委員：D（第三者委員＝利用面） 委員：E（第三者委員＝経営面） (2)審査日時 令和7年9月18日（木） 午後3時35分～午後4時45分 (3)申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和7年9月18日（木）実施
(4) 選定理由	・公募したところ2者の応募があり、中央区指定管理者選定会議で選定した。 ・地元のプロスポーツチームや教育委員会等との連携といった、団体の特性を活かした事業展開が評価できる。 ・西地区内で同一の指定管理者が管理する雄踏総合体育館ほか2施設と連携した事業計画が評価された。 ・地元で活動しているスポーツ団体と連携することにより、スポーツ大会やイベントが年間を通じて数多く開催されていることが評価された。 ・強みとしている地域スポーツ関係団体や教育委員会との連携や行政との協力体制を活かした取組みが期待できる。 以上の点を評価し、公益財団法人浜松市スポーツ協会を候補者として選定した。

3 提案概要と評価内容

	公益財団法人浜松市スポーツ協会	株式会社東京アスレティッククラブ
提案概要	① 西地区内の複数の施設を一体管理するスケールメリット、及び当協会の豊富な指定管理施設の運営実績とノウハウを最大限活用。 ② 浜松をホームタウンとするプロスポーツチームと協力して、クリニックや講演会を開催。 ③ 自主事業については、「初めての体幹トレーニング」をはじめとする20教室を提案。 ④ 観光協会、地元の宿泊施設とよく連携し、スポーツ合宿の誘致に取り組む。 ⑤ 地域が主催する大会やイベントに対して様々な側面からサポートすることで、地元地域の活性化とコミュニティづくりに貢献。	① 施設責任者1名、副施設責任者兼受付責任者1名、体育施設責任者1名受付員4名の配置を提案。 ② 市民のスポーツ気運を図るため、オリンピック等のトップアスリートを招聘したイベントの開催を提案。 ③ 自主事業については、「ゆがみ改善ストレッチ教室」をはじめとする39教室を提案。 ④ GYMDXの導入によりトレーニング室の安全強化を提案。 ⑤ 初回利用者に向けた特典や案内サポート制度の導入を提案。 ⑥ 防災拠点としての避難所開設訓練の実施や備蓄等の見直しを提案。
提案金額	(令和8年度) 28,839,000 円 (令和9年度) 28,839,000 円 (令和10年度) 28,839,000 円 (令和11年度) 28,839,000 円 (令和12年度) 28,839,000 円 合計 144,195,000 円	(令和8年度) 29,495,000 円 (令和9年度) 29,476,000 円 (令和10年度) 29,490,000 円 (令和11年度) 29,499,000 円 (令和12年度) 29,398,000 円 合計 147,358,000 円

評価内容	・プロスポーツチームや学校等との連携が図られており、団体の特性を活かした事業展開が期待できる。 ・地元観光協会、宿泊業者との連携により、高校・大学の部活動の合宿誘致が実現されている。 ・市内の他施設における指定管理の豊富な実績があり、施設間の連携による効率的な管理運営が期待できる。 ・中学校部活動の課題について言及された点において、現状認識に基づく実効性のある提案として評価できる。	・高齢者層等をターゲットにアウトリーチによる運動機会の提供促進という取組みの視点は評価できる。 ・新規講座の導入等により市民ニーズを適格に捉え、スポーツ施設の充実が図られるものと期待される。 ・出張講座の実施は、利用促進において有効な取組と評価できる。 ・安定的な管理運営にあたり、財務面で不安が残る。 ・A I カメラ導入等の民間施設で行っている提案については評価できるが、初期投資と地域の利用状況及びニーズとの適合性について検討を要する。
-------------	---	---

4 選定基準・評価基準（採点結果）

評価項目		配点	得点	
応募者（評価対象者）			公益財団法人浜松市スポーツ協会	株式会社東京アスレティッククラブ
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 5.5 点以上）				
(1) 施設の性格や目的の理解		5	4.2	4.1
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること		5	4.0	4.0
小 計		10	8.2	8.1
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 27.5 点以上）				
(1) 事業の具体的取組み方		8	6.1	6.3
(2) 施設の運営体制・職員の配置		6	4.5	4.4
(3) 適正な管理・モニタリング		6	4.2	4.2
(4) 安全管理・緊急時への対応		10	7.5	7.0
(5) 市民サービスの向上		8	6.3	6.5
(6) 環境・地域等への配慮		6	4.4	4.0
(7) 平等利用		6	4.2	4.4
小 計		50	37.2	36.8
3 指定管理者に関する項目（合格点 8.8 点以上）				
(1) 団体の物的・財政的能力		4	3.3	2.6
(2) 施設の運営実績		4	3.5	3.2
(3) 団体の地域貢献		8	7.2	5.3
小 計		16	14.0	11.1
4 指定管理者の活動に関する項目				
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと		3	3.0	0.3
(2) 各種認定等の有無		1	1.0	0.0
小 計		4	4.0	0.3
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点 5.5 点以上）				
収支計画の妥当性		10	7.7	6.5
小 計		10	7.7	6.5
6 指定管理料に関する項目（2）				
$\frac{\text{上限額}-\text{提案額}}{\text{上限額}-\text{下限額}} \times \text{配点}$		10	2.5	0.4
小 計		10	2.5	0.4
現指定期間の実績に基づく加減点			2.2	-
合 計		100	75.8	63.2

指定管理者の指定について（浜松市水窪総合体育館）

(提案理由)

浜松市水窪総合体育館の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市天竜区水窪町地頭方 2 4 1 番地の 3

名 称：浜松市水窪総合体育館

2 指定管理者

所在地：浜松市中央区和田町 8 0 8 番地の 1

名 称：公益財団法人浜松市スポーツ協会 会長 大坪 豊生

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

公益財団法人浜松市スポーツ協会

- ・設 立：昭和 55 年 3 月 26 日
- ・基本財産：331,751,412 円（令和 7 年 3 月 31 日現在）
- ・設立目的：浜松市における健康・体力づくりを推進し、アマチュア精神を培い、スポーツの普及・向上を図り、もって健康で明るい市民の育成に寄与する。
- ・事業内容：①体育・スポーツ団体の育成強化及び連絡調整に関すること
②体育・スポーツ指導者の資質の向上に関すること
③競技力の向上に関すること ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1 件 ・公益財団法人浜松市スポーツ協会（候補者）
(3) 選定会議	天竜区指定管理者選定会議 (1)選定会議の構成 委員長：仲井 英之 浜松市天竜区長 副委員長：鈴木 智久 浜松市天竜区副区長 委員：佐々木 豊 浜松市天竜区まちづくり推進課長 委員：石元 晃一 (第三者委員＝NPO法人春野のえがお事務局長) 委員：小倉 啓子 (第三者委員＝施設利用者代表) 委員：五日市 一弥 (第三者委員＝税理士) (2) 審査日時 令和7年9月2日（火） 午後1時30分～午後3時30分 (3) 申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和7年9月2日（火）実施
(4) 選定理由	・施設の性格や設置目的・業務内容を理解した事業提案であり、市の施策に沿った内容であった。 ・現指定管理者としての経験、実績を活かした管理運営体制や危機管理体制となっており、安定した施設運営が期待できる。 ・地域特性を考慮した自主事業の提案がされており、地域住民の健康増進を図り、更なる市民サービスの向上が期待できる。 ・地元雇用や地元発注、地域団体との連携による事業実施等、地域活性化につながる地域貢献の提案がなされている。 以上の点を評価し、公益財団法人浜松市スポーツ協会を候補者として選定した。

3 提案概要と評価内容

	公益財団法人浜松市スポーツ協会
提案概要	①現指定管理者としての実績を活かし、地域スポーツの拠点となる管理運営を行う。 ②適正な人員配置により、安全安心を最優先とした管理運営を行う。 ③現行自主事業の継続、地域特性を踏まえた新規イベントの企画により、スポーツの場を提供する。 ④地元雇用、地元発注の優先、地域団体との連携・協力による事業実施など地域貢献活動に積極的に取り組む。
提案金額	(令和8年度) 25,277,000 円 (令和9年度) 25,277,000 円 (令和10年度) 25,277,000 円 (令和11年度) 25,277,000 円 (令和12年度) 25,277,000 円 合計 126,385,000 円
評価内容	・施設の性格や設置目的・業務内容を理解した事業提案であり、市の施策に沿った内容であった。 ・現指定管理者としての経験、実績を活かした管理運営体制や危機管理体制となっており、安定した施設運営が期待できる。 ・地域特性を考慮した自主事業の提案がされており、地域住民の健康増進を図り、更なる市民サービスの向上が期待できる。 ・地元雇用や地元発注、地域団体との連携による事業実施等、地域活性化につながる地域貢献の提案がなされている。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目		配点	得点
応募者（評価対象者）			公益財団法人 浜松市スポーツ協会
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 4.4 点以上）			
(1) 施設の性格や目的の理解		4	2.7
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること		4	2.9
小 計		8	5.6
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 28.1 点以上）			
(1) 事業の具体的取組み方		5	3.5
(2) 施設の管理体制・職員の配置		5	3.1
(3) 適正な管理・モニタリング		6	4.2
(4) 安全管理・緊急時への対応		8	5.6
(5) 市民サービスの向上		8	5.8
(6) 障がいの有無や年齢、性別等を問わない インクルーシブスポーツの振興		5	3.6
(7) 環境・地域等への配慮		5	3.3
(8) 平等利用		5	3.0
(9) 自主事業		4	2.7
小 計		51	34.8
3 指定管理者に関する項目（合格点 9.4 点以上）			
(1) 団体の物的・財政的能力		5	3.4
(2) 施設の運営実績		5	3.6
(3) 団体の地域貢献		7	6.0
小 計		17	13.0
4 活動拠点に関する項目			
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと		3	3.0
(2) 各種認定等の有無		1	1.0
小 計		4	4.0
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点 5.5 点以上）			
収支計画の妥当性		10	7.8
小計		10	7.8
6 指定管理料に関する項目（2）			
$\frac{\text{最低提案額}}{\text{提案額}} \times \text{配点}$		10	10.0
小計		10	10.0
現指定期間の実績に基づく加減点			0
合 計		100	75.2

指定管理者の指定について（浜松市天竜 B & G 海洋センター）

(提案理由)

浜松市天竜 B & G 海洋センターの指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市天竜区二俣町阿蔵 330 番地の 2

名 称：浜松市天竜 B & G 海洋センター

2 指定管理者

所在地：神奈川県小田原市堀之内 458 番地

名 称：スポーツプラザ報徳・中部ビル保善共同事業体

（代表者）神奈川県小田原市堀之内 458 番地

株式会社スポーツプラザ報徳 代表取締役 安藤 剛

（構成員）浜松市中央区常盤町 132 番地の 18

中部ビル保善株式会社 代表取締役 石井 宏司

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

(1) 指定管理者がグループを編成した目的

代表者の株式会社スポーツプラザ報徳が浜松市天竜B & G海洋センターの運営に向け、施設管理の経験豊かな中部ビル保善株式会社と協力することで、お互いの特徴や経験を活かし、安心・安全な指定管理業務を実施し、施設管理業務を効率化及び効果的に達成するため。

(2) 概要

代表者	<u>株式会社スポーツプラザ報徳</u> ・設 立：昭和62年10月21日 ・資 本 金：1億円 ・設立目的：次の事業を営むため。 ・事業内容：①水泳、ダイビング、柔剣道、スキー、体操教室及びスポーツクラブの経営並びに管理運営 ②スポーツに関する興業の企画、実施 ③屋内外プール、スポーツ施設の設計施工及び管理運営並びに清掃業務 ほか
構成員	<u>中部ビル保善株式会社</u> ・設 立：昭和47年5月1日 ・資 本 金：1200万円 ・設立目的：次の事業を営むため。 ・事業内容：①不動産管理業 ②建築物並びに附帯設備の維持管理 ③地方自治法に基づく指定管理者制度による公の施設の管理運営 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1 件 ・スポーツプラザ報徳・中部ビル保善共同事業体（候補者）
(3) 選定会議	天竜区指定管理者選定会議 (1)選定会議の構成 委員長：仲井 英之 浜松市天竜区長 副委員長：鈴木 智久 浜松市天竜区副区長 委員：佐々木 豊 浜松市天竜区まちづくり推進課長 委員：石元 晃一 (第三者委員＝NPO法人春野のえがお事務局長) 委員：小倉 啓子 (第三者委員＝施設利用者代表) 委員：五日市 一弥 (第三者委員＝税理士) (2) 審査日時 令和7年9月2日（火） 午後1時30分～午後3時30分 (3) 申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和7年9月2日（火）実施
(4) 選定理由	・施設の性格や設置目的・業務内容を理解した事業提案であり、市の施策に沿った内容であった。 ・全国で多くのスポーツ施設の指定管理運営実績がある企業と、浜松市を中心に建物管理実績が豊富な市内企業との共同事業体として、効率的な管理運営の提案がなされている。 ・企業のノウハウを活かした様々な自主事業の展開など、市民サービスの向上を図る提案がなされている。 以上の点を評価し、スポーツプラザ報徳・中部ビル保善共同事業体を候補者として選定した。

3 提案概要と評価内容

	スポーツプラザ報徳・中部ビル保善共同事業体												
提案概要	① 共同事業体内での役割分担を明確化し、施設運営業務全般や教室運営を株式会社スポーツプラザ報徳が行い、維持管理業務全般や地域連携、緊急時対応を中部ビル保善株式会社が行う。 ② 職員の配置について、営業時間帯には原則正社員 1 名以上勤務し、受付員、プール監視員を各 1 名配置する。 ③ 市民サービスの向上のため、条例より安価な利用料金設定。 ④ こどもから高齢者までの幅広い年代を対象とした水泳教室や、多目的ホールでの多様な運動教室など、豊富な自主事業の実施。 ⑤ 全国 6 施設の B & G 海洋センターの指定管理実績を活かし、B & G 財団が推進する事業の積極的な実施。												
提案金額	<table> <tr> <td>(令和 8 年度)</td><td>33,322,281 円</td></tr> <tr> <td>(令和 9 年度)</td><td>33,583,372 円</td></tr> <tr> <td>(令和 10 年度)</td><td>33,351,823 円</td></tr> <tr> <td>(令和 11 年度)</td><td>33,490,534 円</td></tr> <tr> <td>(令和 12 年度)</td><td>33,626,935 円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>167,374,945 円</td></tr> </table>	(令和 8 年度)	33,322,281 円	(令和 9 年度)	33,583,372 円	(令和 10 年度)	33,351,823 円	(令和 11 年度)	33,490,534 円	(令和 12 年度)	33,626,935 円	合計	167,374,945 円
(令和 8 年度)	33,322,281 円												
(令和 9 年度)	33,583,372 円												
(令和 10 年度)	33,351,823 円												
(令和 11 年度)	33,490,534 円												
(令和 12 年度)	33,626,935 円												
合計	167,374,945 円												
評価内容	- 施設の性格や設置目的・業務内容を理解した事業提案であり、市の施策に沿った内容であった。 - 全国で多くのスポーツ施設の指定管理運営実績がある企業と、浜松市を中心に建物管理実績が豊富な市内企業との共同事業体として、効率的な管理運営の提案がなされている。 - 企業のノウハウを活かした様々な自主事業の展開など、市民サービスの向上を図る提案がなされている。												

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目	配点	得点
応募者（評価対象者）		スポーツプラザ 報徳・中部ビル保善 共同事業体
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 4.4 点以上）		
(1) 施設の性格や目的の理解	4	2.9
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	4	3.1
小 計	8	6.0
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 24.8 点以上）		
(1) 事業の具体的取組み方	5	3.6
(2) 施設の運営体制・職員の配置	5	3.5
(3) 適正な管理・モニタリング	5	3.4
(4) 安全管理・緊急時への対応	8	5.8
(5) 市民サービスの向上	6	4.7
(6) 障がいの有無や年齢、性別等を問わない インクルーシブスポーツの振興	3	1.7
(7) 環境・地域等への配慮	5	3.0
(8) 平等利用	4	2.5
(9) 自主事業	4	3.2
小 計	45	31.4
3 指定管理者に関する項目（合格点 7.7 点以上）		
(1) 団体の物的・財政的能力	4	2.5
(2) 施設の運営実績	5	4.0
(3) 団体の地域貢献	5	3.6
小 計	14	10.1
4 指定管理者の活動に関する項目		
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	2.6
(2) 各種認定等の有無	1	0.3
小 計	4	2.9
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点 7.7 点以上）		
収支計画の妥当性	14	9.8
小 計	14	9.8
6 指定管理料に関する項目（2）		
$\frac{\text{最低提案額}}{\text{提案額}} \times \text{配点}$	15	15.0
小 計	15	15.0
現指定期間の実績に基づく加減点		0
合 計	100	75.2

指定管理者の指定について（浜松市立賀茂真淵記念館）

(提案理由)

浜松市立賀茂真淵記念館の指定管理者について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第6項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市中央区東伊場一丁目22番2号

名 称：浜松市立賀茂真淵記念館

2 指定管理者

所在地：浜松市中央区東伊場一丁目22番2号

名 称：一般社団法人浜松史蹟調査顕彰会 会長 鈴木 敏弘

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

一般社団法人浜松史蹟調査顕彰会

・設 立：昭和51年12月15日

・設立目的：私たちが生まれ育った地域社会において、殖産興業及び文化振興に努めることにより地域の発展に尽くした先覚者の史蹟及び事績を調査及び顕彰することにより、それを後世に伝え、郷土愛を育成することを目的とする。

・事業内容：①史蹟の調査、顕彰及び保存

②郷土の先覚者の事蹟調査及び顕彰

③郷土の産業及び文化に関する資料の蒐集、整備及び保存

④前3号に関する資料の刊行及び研究会、講演会、展覧会等の開催

⑤浜松市立賀茂真淵記念館管理運営の受託

⑥前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業並びにこの法人の目的を達成するために必要な事業

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1 件 ・一般社団法人浜松史蹟調査顕彰会（候補者）
(3) 選定会議	市民部指定管理者選定会議（文化・スポーツ振興担当） (1)選定会議の構成 委員長：嶋野 聡 浜松市市民部文化振興担当部長 副委員長：杉田 実良 浜松市市民部スポーツ振興担当部長 【欠席】 委員：宮木 広由 浜松市市民部創造都市・文化振興課長 委員：栗田 豪 浜松市市民部スポーツ振興課長 委員：枝村 賢美 浜松市市民部中央図書館長 委員：A（第三者委員＝運営面） 委員：B（第三者委員＝利用面） 委員：C（第三者委員＝利用面） 委員：D（第三者委員＝経営面） (2) 審査日時 令和 7 年 9 月 1 日（月） 午後 1 時 0 0 分～午後 5 時 1 0 分 (3) 申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和 7 年 9 月 1 日（月）実施
(4) 選定理由	・施設の設置目的を非常に良く理解しており、その目的を達成するための運営体制が整備されている。また、展示資料の充実に加え、賀茂真淵はじめ遠江の国学者に関する資料の収集・保存・研究を適切に行うことができる事業計画が提案されている。さらに、学校への出前講座、SNSを利用した情報発信等、若い世代の利用者増の取り組みを積極的に行うことも提案されている。これらを総合的に評価した結果、選定基準に規定する条件を満たしたため上記候補者を選定した。

3 提案概要と評価内容

	一般社団法人浜松史蹟調査顕彰会												
提案概要	賀茂真淵翁をはじめ、遠江の多くの門人・国学者たちの業績を顕彰し、浜松市民はもとより、県内外から訪れる入館者の皆様に伝え、併せて郷土の育んできた文化を伝承・発信する施設として運営し、当地域の文化創造に貢献する。 【重点取り組み項目】 ・入館者増加対策 ・入館者の利便向上対策 ・講座事業における市民サービスの向上 ・収蔵史料の活用と展示の充実 ・観光で訪れる人々への配慮 ・学術機関等との連携強化												
提案金額	<table> <tr> <td>(令和8年度)</td><td>23,232,000円</td></tr> <tr> <td>(令和9年度)</td><td>23,232,000円</td></tr> <tr> <td>(令和10年度)</td><td>23,232,000円</td></tr> <tr> <td>(令和11年度)</td><td>23,232,000円</td></tr> <tr> <td>(令和12年度)</td><td>23,232,000円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td><u>116,160,000円</u></td></tr> </table>	(令和8年度)	23,232,000円	(令和9年度)	23,232,000円	(令和10年度)	23,232,000円	(令和11年度)	23,232,000円	(令和12年度)	23,232,000円	合計	<u>116,160,000円</u>
(令和8年度)	23,232,000円												
(令和9年度)	23,232,000円												
(令和10年度)	23,232,000円												
(令和11年度)	23,232,000円												
(令和12年度)	23,232,000円												
合計	<u>116,160,000円</u>												
評価内容	・国学・郷土史に親しむ場の提供、分かりやすい展示、収蔵資料の保全と調査について、具体的かつ施設の設置目的を十分に理解した提案がされており、評価できる。 ・SNSの活用等、若い世代や観光関係機関への働きかけについて提案されており、情報発信の強化と入館者増加対策として期待できる。 ・国学者を顕彰する施設、学術機関との連携強化について取り組む積極的な姿勢が評価できる。 ・長年にわたる施設の運営実績があり、運営体制と学術知識を持った職員の配置について、評価できる。												

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目		配点	得点
応募者（評価対象者）			一般社団 法人浜松 史蹟調査 顕彰会
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 5.5 点以上）			
(1) 施設の性格や目的の理解		3	2.4
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること		7	5.2
小 計		10	7.6
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 28.1 点以上）			
(1) 事業の具体的取組み方		10	7.2
(2) 施設の運営体制・職員の配置		8	5.5
(3) 適正な管理・モニタリング		5	3.3
(4) 安全管理・緊急時への対応		4	2.5
(5) 市民サービスの向上		12	8.6
(6) 環境・地域等への配慮		6	4.1
(7) 平等利用		6	4.1
小 計		51	35.3
3 指定管理者に関する項目（合格点 8.3 点以上）			
(1) 団体の物的・財政的能力		5	3.4
(2) 施設の運営実績		5	3.9
(3) 団体の地域貢献		5	3.8
小 計		15	11.1
4 指定管理者の活動に関する項目			
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと		3	3.0
(2) 各種認定等の有無		1	0
小 計		4	3.0
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点 5.5 点以上）			
収支計画の妥当性		10	6.8
小 計		10	6.8
6 指定管理料に関する項目（2）			
$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{配点}$		10	0.2
小 計		10	0.2
現指定期間の実績に基づく加減点		—	1.1
合 計		100	65.1

指定管理者の指定について（浜松市福祉交流センター）

(提案理由)

浜松市福祉交流センターの指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市中央区成子町 1 4 0 番地の 8

名 称：浜松市福祉交流センター

2 指定管理者

所在地：浜松市中央区成子町 1 4 0 番地の 8

名 称：社会福祉法人浜松市社会福祉協議会グループ

（代表者）浜松市中央区成子町 1 4 0 番地の 8

社会福祉法人浜松市社会福祉協議会 会長 川嶋 朗夫

（構成員）浜松市中央区田町 3 2 4 番地の 3

東海美装興業株式会社 代表取締役 才田 光重

（構成員）浜松市中央区中島一丁目 3 5 番 1 6 号

株式会社ステージ・ループ 代表取締役 今田 晴義

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

(1) 指定管理者がグループを編成した目的

グループ構成員間でアイディアを持ち寄り、より高い効果をあげるべく、福祉に精通した社会福祉法人と経営力と技術力を持つ株式会社が共同事業体を組むことにより、経験と実績を活かした安定的で効率的な管理運営を総合的に実施する。

(2) 概要

代表者	<u>社会福祉法人浜松市社会福祉協議会</u> ・ 設 立：昭和42年3月15日 ・ 資産の総額：12億1,370万7,761円 ・ 設立目的：次の事業を営むことを目的とする。 ・ 事業内容：①社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 ②社会福祉に関する活動の住民の参加のための援助 ③社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 ほか
構成員	<u>東海美装興業株式会社</u> ・ 設 立：昭和38年3月4日 ・ 資本金：2,000万円 ・ 設立目的：次の事業を営むことを目的とする。 ・ 事業内容：①建築物の清掃 ②建築物の電気・空調・給排水設備の運転保守管理 ③建築物の維持管理に関するコンサルタント ほか
構成員	<u>株式会社ステージ・ループ</u> ・ 設 立：昭和57年2月20日 ・ 資本金：1,500万円 ・ 設立目的：次の事業を営むことを目的とする。 ・ 事業内容：①舞台、テレビ、ホール、催事場、映画等の照明、音響、舞台美術、映像に関する設計、設備、施工、制作、運営、管理及び操作 ②上記の照明、音響、舞台美術、映像の器材の販売、貸出、修理 ③CD、DVD、ビデオテープ、ビデオディスクなどへの録音録画、録音録画物の企画・制作・製造及び販売 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1 件 ・ 社会福祉法人浜松市社会福祉協議会グループ（候補者）
(3) 選定会議	健康福祉部指定管理者選定会議 (1) 選定会議の構成 委員長：小松 靖弘 浜松市健康福祉部長（規定により除斥） 副委員長：亀田 岳史 浜松市健康福祉部次長 委員：大澤 利道 浜松市健康福祉部中央福祉事業所長 委員：小田切 峰二 浜松市健康福祉部浜名福祉事業所長 委員：芦澤 信之 浜松市健康福祉部天竜福祉事業所長 委員：竹村 吉弘 浜松市健康福祉部福祉総務課長 委員：柴田 多美子 浜松市健康福祉部障害保健福祉課長 委員：A（第三者委員＝運営面） 委員：B（第三者委員＝利用面） 委員：C（第三者委員＝利用面） 委員：D（第三者委員＝経営面） (2) 審査日時 令和7年9月4日（木） 午前9時30分～午前12時50分 (3) 申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和7年9月4日（木）実施
(4) 選定理由	公募したところ1件の応募があり、提案は選定基準を満たすものであった。 同施設の指定管理者としての実績があり、施設の設置目的が十分理解していると認められる。施設の効用発揮に努める提案がなされており、管理体制及び収支計画も妥当なものであることから適切な管理運営が期待できると認められるため選定した。

3 提案概要と評価内容

	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会グループ
提案概要	①施設の設置目的を理解し、障害を持つ方をはじめ、誰もが利用しやすい場を提供し、地域福祉活動の推進に大きな役割を果たす施設となる。 ②共同事業体により、これまでの実績と施設運営のノウハウを十分に活かしながら総合的な管理運営を実施する。 ③自主事業においても設置目的に沿った事業を展開し、障がい者等へ福祉増進に限らず、市民の生きがいの創造に繋がるような事業を展開していく。
提案金額	(令和 8 年度) 65,467,000 円 (令和 9 年度) 65,467,000 円 (令和 10 年度) 65,467,000 円 (令和 11 年度) 65,467,000 円 (令和 12 年度) 65,467,000 円 合計 327,335,000 円
評価内容	指定管理者選定基準における評価項目のうち、評価が高かった項目は以下のとおり。 ・施設の性格や目的の理解 ・市の施策に沿った提案 ・事業の具体的な取組み方 ・施設の運営体制・職員配置 ・適正な管理・モニタリング ・団体の物的・財政的な能力 ・浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと 施設の性質や事業の目的を正しく捉え、幅広い利用者に応じた働きかけや、イベント・講座等の提案がされていることや公益財団法人浜松・浜名湖観光ツーリズムビューローと連携したコンベンション誘致を今後も継続して実施していく姿勢が評価された。 また、これまでの当該施設の実績を踏まえ、共同事業体として、各団体の専門性を活かし、安定した運営が期待できる。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目		配点	得点
応募者（評価対象者）			社会福祉法人浜松市 社会福祉協議会 グループ
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点4.4点以上）			
(1) 施設の性格や目的の理解		4	3.2
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること		4	3.2
小 計		8	6.4
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点27.0点以上）			
(1) 事業の具体的取組み方		7	5.5
(2) 施設の運営体制・職員の配置		7	5.3
(3) 適正な管理・モニタリング		7	5.5
(4) 安全管理・緊急時への対応		7	5.2
(5) 市民サービスの向上		7	5.2
(6) 環境・地域等への配慮		7	4.9
(7) 平等利用		7	5.0
小 計		49	36.6
3 指定管理者に関する項目（合格点7.2点以上）			
(1) 団体の物的・財政的能力		5	4.0
(2) 施設の運営実績		4	3.4
(3) 団体の地域貢献		4	3.3
小 計		13	10.7
4 指定管理者の活動に関する項目			
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと		3	3.0
(2) 各種認定等の有無		1	0.3
小 計		4	3.3
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点7.7点以上）			
収支計画の妥当性		14	10.6
小 計		14	10.6
6 指定管理料に関する項目（2）			
$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{配点}$		12	0.0
小 計		12	0.0
現指定期間の実績に基づく加減点			1.2
合 計		100	68.8

指定管理者の指定について（浜松市浜北社会福祉会館ほか 2 施設）

(提案理由)

浜松市浜北社会福祉会館ほか 2 施設の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地	名称
浜松市浜名区小林 1 2 7 2 番地の 1	浜松市浜北社会福祉会館
浜松市浜名区小林 1 2 7 2 番地の 1	浜松市ふれあい交流センター浜北
浜松市中央区中郡町 6 8 4 番地の 1	浜松市ふれあい交流センター竜西

2 指定管理者

所在地：浜松市中央区丸塚町 1 6 9 番地

名 称：株式会社ヤタロー 代表取締役 中村 伸宏

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

株式会社ヤタロー

- ・設 立：昭和23年8月23日
- ・資本金：1,200万円
- ・設立目的：①パン類及び洋菓子、和菓子の製造販売
②飲食店営業
③飲料水の販売
④労働者派遣事業
⑤受託施設の運営・管理
⑥前各号に附帯する一切の事業
- ・事業内容：①生産・販売・営業に関する事業
②公共施設の管理運営事業
③観光事業
④フードビジネス事業（学校・会社等の食堂運営）
⑤学校給食事業
⑥その他

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1 件 ・株式会社ヤタロー（候補者）
(3) 選定会議	健康福祉部指定管理者選定会議 (1) 選定会議の構成 委員長：小松 靖弘 浜松市健康福祉部長 副委員長：亀田 岳史 浜松市健康福祉部次長 委員：大澤 利道 浜松市健康福祉部中央福祉事業所長 委員：小田切 峰二 浜松市健康福祉部浜名福祉事業所長 委員：芦澤 信之 浜松市健康福祉部天竜福祉事業所長 委員：竹村 吉弘 浜松市健康福祉部福祉総務課長 委員：柴田 多美子 浜松市健康福祉部障害保健福祉課長 委員：A（第三者委員＝運営面） 委員：B（第三者委員＝利用面） 委員：C（第三者委員＝利用面） 委員：D（第三者委員＝経営面） (2) 審査日時 令和7年9月4日（木） 午前9時30分～午後0時50分 (3) 申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和7年9月4日（木）実施

(4) 選定理由	・公募したところ、1 件の応募があり、提案は選定基準を満たすものであった。 ・施設の性質や事業の目的を正しく捉えており、特に子育て世代を対象とした新しい取組を具体的に提案し地域と積極的に交流しながら事業実施していく姿勢が評価された。 ・過去の実績があり、安定した運営が期待できることから選定した。
----------	--

3 提案概要と評価内容

	株式会社ヤタロー
提案概要	①「地域とともに世代を超えた人々がやさしく、たのしく、つながる場所を目指す」をコンセプトに、子ども、子育て世代、高齢者のそれぞれの働きかけ、世代間交流を創出していく。 ②地域団体、行政、教育機関と連携した運営を誠実かつ堅実にいき、地域の課題を地域と一体になりながら解決していく。 ③利用者の声を大切にし、サービスの質の向上に努めるとともに、安全・安心・防災に力を入れた施設運営を実施する。
提案金額	(令和8年度) 64,474,000円 (令和9年度) 64,474,000円 (令和10年度) 64,474,000円 (令和11年度) 64,474,000円 (令和12年度) 64,474,000円 合計 322,370,000 円
評価内容	指定管理者選定基準における評価項目のうち、評価が高かった項目は以下のとおり。 ・施設の性格や目的の理解 ・市の施策に沿った提案 ・施設の運営体制・職員配置 ・市民サービスの向上 ・団体の地域貢献 ・浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと ・施設の性質や事業の目的を正しく捉え、子どもから高齢者の各世代に応じた働きかけや、イベント・講座等の提案がされていること、特に子育て世代を対象とした新しい取組を具体的に提案し地域と積極的に交流しながら事業実施していく姿勢が評価された。 ・これまでの当該施設や類似施設での実績を踏まえ、安定した運営が期待できる。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目		配点	得点
応募者（評価対象者）			株式会社 ヤタロー
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点4.4点以上）			
(1) 施設の性格や目的の理解		4	3.2
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること		4	3.2
小 計		8	6.4
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点27.0点以上）			
(1) 事業の具体的取組み方		7	5.5
(2) 施設の運営体制・職員の配置		7	5.7
(3) 適正な管理・モニタリング		7	5.4
(4) 安全管理・緊急時への対応		7	5.3
(5) 市民サービスの向上		7	5.6
(6) 環境・地域等への配慮		7	5.2
(7) 平等利用		7	5.3
小 計		49	38.0
3 指定管理者に関する項目（合格点7.2点以上）			
(1) 団体の物的・財政的能力		4	2.6
(2) 施設の運営実績		4	3.1
(3) 団体の地域貢献		4	3.2
小 計		12	8.9
4 指定管理者の活動に関する項目			
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと		3	3.0
(2) 各種認定等の有無		1	0.6
小 計		4	3.6
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点7.7点以上）			
収支計画の妥当性		14	8.8
小 計		14	8.8
6 指定管理料に関する項目（2）			
$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{配点} = \text{評価点（※配点を上限）}$		13	0.0
小 計		13	0.0
現指定期間の実績に基づく加減点			2.4
合 計		100	68.1

指定管理者の指定について（浜松市ふれあい交流センターいたや、浜松市ふれあい交流センター萩原）

(提案理由)

浜松市ふれあい交流センターいたや及び浜松市ふれあい交流センター萩原の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地	名称
浜松市中央区板屋町 5 9 6 番地	浜松市ふれあい交流センターいたや
浜松市中央区初生町 1 番地	浜松市ふれあい交流センター萩原

2 指定管理者

所在地：浜松市中央区成子町 1 4 0 番地の 8

名 称：社会福祉法人浜松市社会福祉協議会 会長 川嶋 朗夫

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

社会福祉法人浜松市社会福祉協議会

- ・設 立：昭和42年3月15日
- ・資産総額：12億1370万7761円
- ・設立目的：浜松市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
- ・事業内容：①社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
②社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
③浜松市ふれあい交流センターの事業

ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1 件 ・社会福祉法人浜松市社会福祉協議会（候補者）
(3) 選定会議	健康福祉部指定管理者選定会議 (1)選定会議の構成 委員長：小松 靖弘 浜松市健康福祉部長（規定により除斥） 副委員長：亀田 岳史 浜松市健康福祉部次長 委員：大澤 利道 浜松市健康福祉部中央福祉事業所長 委員：小田切 峰二 浜松市健康福祉部浜名福祉事業所長 委員：芦澤 信之 浜松市健康福祉部天竜福祉事業所長 委員：竹村 吉弘 浜松市健康福祉部福祉総務課長 委員：柴田 多美子 浜松市健康福祉部障害保健福祉課長 委員：A（第三者委員＝運営面） 委員：B（第三者委員＝利用面） 委員：C（第三者委員＝利用面） 委員：D（第三者委員＝経営面） (2) 審査日時 令和7年9月4日（木） 午前9時30分～午後0時50分 (3) 申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和7年9月4日（木）実施

(4) 選定理由	・公募したところ、1 件の応募があり、提案は選定基準を満たすものであった。 ・過去の実績に基づいた事業提案であり、事業執行や管理運営を確実に行うことができるものとなっている。 ・団体の特性を生かし、福祉や健康に関する専門的知識を持った人材や、ボランティアを活用した事業提案が評価された。 また、適正な経理が行われており、収支計画が妥当であることから選定した。
----------	--

3 提案概要と評価内容

	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	
提案概要	①利用者の声を聞き取り、社会福祉協議会地区センターと連携し地域ニーズの把握に努め、各世代のニーズに応じた講座・教室の開催を目指すとともに、世代間の交流を目指す。 ②これまで培ったノウハウや専門的知識を最大限活用し、新たな利用者の拡大を目指す。 ③積極的にボランティアを募集するなど多くの地域住民が関わる活動を展開する。	
提案金額	(令和8年度) 47,667,000円 (令和9年度) 47,667,000円 (令和10年度) 47,667,000円 (令和11年度) 47,667,000円 (令和12年度) 47,667,000円 合計 238,335,000 円	
評価内容	指定管理者選定基準における評価項目のうち、評価が高かった項目は以下のとおり。 ・施設の性格や目的の理解 ・市の施策に沿った提案 ・施設の運営体制・職員配置 ・市民サービスの向上 ・団体の地域貢献 ・浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと ・施設の性質や事業の目的を正しく捉え、子どもから高齢者の各世代に応じた働きかけや、イベント・講座等の提案がされていること、特に子育て世代を対象とした新しい取組を具体的に提案し地域と積極的に交流しながら事業実施していく姿勢が評価された。 ・これまでの当該施設や類似施設での実績を踏まえ、安定した運営が期待できる。	

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目		配点	得点
応募者（評価対象者）			社会福祉 法人浜松 市社会福 祉協議会
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点4.4点以上）			
(1) 施設の性格や目的の理解		4	3.2
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること		4	3.2
小 計		8	6.4
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点27.0点以上）			
(1) 事業の具体的取組み方		7	5.4
(2) 施設の運営体制・職員の配置		7	5.3
(3) 適正な管理・モニタリング		7	5.4
(4) 安全管理・緊急時への対応		7	5.2
(5) 市民サービスの向上		7	5.2
(6) 環境・地域等への配慮		7	5.2
(7) 平等利用		7	5.1
小 計		49	36.8
3 指定管理者に関する項目（合格点7.2点以上）			
(1) 団体の物的・財政的能力		4	3.0
(2) 施設の運営実績		4	3.3
(3) 団体の地域貢献		4	3.4
小 計		12	9.7
4 指定管理者の活動に関する項目			
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと		3	3.0
(2) 各種認定等の有無		1	0.0
小 計		4	3.0
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点7.7点以上）			
収支計画の妥当性		14	9.6
小 計		14	9.6
6 指定管理料に関する項目（2）			
$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{配点} = \text{評価点（※配点を上限）}$		13	0.0
小 計		13	0.0
現指定期間の実績に基づく加減点			1.6
合 計		100	67.1

指定管理者の指定について（浜松市ふれあい交流センター湖東ほか 2 施設）

(提案理由)

浜松市ふれあい交流センター湖東ほか 2 施設の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地	名称
浜松市中央区和地町 1833 番地の 1	浜松市ふれあい交流センター湖東
浜松市中央区馬郡町 3805 番地の 1	浜松市ふれあい交流センター湖南
浜松市中央区舞阪町弁天島 2658 番地の 19	浜松市ふれあい交流センター陽だまり

2 指定管理者

所在地：浜松市中央区成子町 140 番地の 8

名 称：社会福祉法人浜松市社会福祉協議会 会長 川嶋 朗夫

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

社会福祉法人浜松市社会福祉協議会

- ・設 立：昭和42年3月15日
- ・資産総額：12億1370万7761円
- ・設立目的：浜松市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
- ・事業内容：①社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
②社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
③浜松市ふれあい交流センターの事業

ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1件 ・社会福祉法人浜松市社会福祉協議会（候補者）
(3) 選定会議	健康福祉部指定管理者選定会議 (1)選定会議の構成 委員長：小松 靖弘 浜松市健康福祉部長（規定により除斥） 副委員長：亀田 岳史 浜松市健康福祉部次長 委員：大澤 利道 浜松市健康福祉部中央福祉事業所長 委員：小田切 峰二 浜松市健康福祉部浜名福祉事業所長 委員：芦澤 信之 浜松市健康福祉部天竜福祉事業所長 委員：竹村 吉弘 浜松市健康福祉部福祉総務課長 委員：柴田 多美子 浜松市健康福祉部障害保健福祉課長 委員：A（第三者委員＝運営面） 委員：B（第三者委員＝利用面） 委員：C（第三者委員＝利用面） 委員：D（第三者委員＝経営面） (2)審査日時 令和7年9月4日（木） 午前9時30分～午後0時50分 (3)申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和7年9月4日（木）実施
(4) 選定理由	・公募したところ、1件の応募があり、提案は選定基準を満たすものであった。 ・過去の実績に基づいた事業提案となっており、地域の拠点としての事業執行を確実に行うことができるものとなっている。また、団体として安定した財政基盤を持っており、これまでの運営実績を踏まえると、今後も適切な運営が期待できると判断し選定した。

3 提案概要と評価内容

	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会												
提案概要	①アンケートにより利用者の声を聞き取り、地域ニーズの把握に努め、継続的に参加できる講座・教室の開催及び、多代間の交流を目指す。 ②地域資源を活用した事業や、親子で参加しやすい講座やイベントの実施を目指す。 ③高齢者の生きがいづくりやメンタルヘルスの向上を図るとともに、健康寿命の延伸を目指す取り組みを行う。 ④高齢者や子育て世代の外出機会の創出のため、地域の様々な団体との連携を模索しロビー展示を活用して地域のつながりを深める役割を果たしていく ⑤これまでの施設運営のノウハウを十分に活かして、子どもやその保護者、高齢者など誰もが利用しやすい施設となるように努める。												
提案金額	<table> <tr> <td>(令和8年度)</td> <td>66,522,000円</td> </tr> <tr> <td>(令和9年度)</td> <td>66,522,000円</td> </tr> <tr> <td>(令和10年度)</td> <td>66,522,000円</td> </tr> <tr> <td>(令和11年度)</td> <td>66,522,000円</td> </tr> <tr> <td>(令和12年度)</td> <td>66,522,000円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>332,610,000 円</td> </tr> </table>	(令和8年度)	66,522,000円	(令和9年度)	66,522,000円	(令和10年度)	66,522,000円	(令和11年度)	66,522,000円	(令和12年度)	66,522,000円	合計	332,610,000 円
(令和8年度)	66,522,000円												
(令和9年度)	66,522,000円												
(令和10年度)	66,522,000円												
(令和11年度)	66,522,000円												
(令和12年度)	66,522,000円												
合計	332,610,000 円												
評価内容	指定管理者選定基準における評価項目のうち、評価が高かった項目は下記のとおり。 ・施設の性格や目的の理解 ・事業への具体的取り組み方 ・施設の運営体制・職員配置 ・団体の地域貢献度 ・浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと ・これまでの当該施設の運営実績を踏まえ、地域にある多様な団体との連携を模索しながら、質の高いサービスの提供が期待される。												

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目		配点	得点
応募者（評価対象者）			社会福祉 法人浜松 市社会福 祉協議会
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点4.4点以上）			
(1) 施設の性格や目的の理解		4	2.9
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること		4	2.7
小 計		8	5.6
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点27.0点以上）			
(1) 事業の具体的取組み方		7	4.8
(2) 施設の運営体制・職員の配置		7	4.9
(3) 適正な管理・モニタリング		7	4.9
(4) 安全管理・緊急時への対応		7	5.1
(5) 市民サービスの向上		7	4.5
(6) 環境・地域等への配慮		7	4.8
(7) 平等利用		7	4.4
小 計		49	33.4
3 指定管理者に関する項目（合格点7.2点以上）			
(1) 団体の物的・財政的能力		4	3.0
(2) 施設の運営実績		4	3.0
(3) 団体の地域貢献		4	2.9
小 計		12	8.9
4 指定管理者の活動に関する項目			
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと		3	3.0
(2) 各種認定等の有無		1	0.0
小 計		4	3.0
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点7.7点以上）			
収支計画の妥当性		14	9.6
小 計		14	9.6
6 指定管理料に関する項目（2）			
$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{配点} = \text{評価点（※配点を上限）}$		13	0.0
小 計		13	0.0
現指定期間の実績に基づく加減点			0.7
合 計		100	61.2

指定管理者の指定について（浜松市ふれあい交流センター青龍ほか 2 施設）

(提案理由)

浜松市ふれあい交流センター青龍ほか 2 施設の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地	名称
浜松市中央区青屋町 300 番地	浜松市ふれあい交流センター青龍
浜松市中央区江之島町 606 番地	浜松市ふれあい交流センター江之島
浜松市中央区増楽町 1645 番地の 1	浜松市ふれあい交流センター可美

2 指定管理者

所在地：浜松市中央区成子町 140 番地の 8

名 称：社会福祉法人浜松市社会福祉協議会 会長 川嶋 朗夫

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

社会福祉法人浜松市社会福祉協議会

- ・設 立：昭和42年3月15日
- ・資産総額：12億1370万7761円
- ・設立目的：浜松市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
- ・事業内容：①社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
②社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
③浜松市ふれあい交流センターの事業

ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1 件 ・社会福祉法人浜松市社会福祉協議会（候補者）
(3) 選定会議	健康福祉部指定管理者選定会議 (1)選定会議の構成 委員長：小松 靖弘 浜松市健康福祉部長（規定により除斥） 副委員長：亀田 岳史 浜松市健康福祉部次長 委員：大澤 利道 浜松市健康福祉部中央福祉事業所長 委員：小田切 峰二 浜松市健康福祉部浜名福祉事業所長 委員：芦澤 信之 浜松市健康福祉部天竜福祉事業所長 委員：竹村 吉弘 浜松市健康福祉部福祉総務課長 委員：柴田 多美子 浜松市健康福祉部障害保健福祉課長 委員：A（第三者委員＝運営面） 委員：B（第三者委員＝利用面） 委員：C（第三者委員＝利用面） 委員：D（第三者委員＝経営面） (2) 審査日時 令和7年9月4日（木） 午前9時30分～午後0時50分 (3) 申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和7年9月4日（木）実施

(4) 選定理由	・公募したところ、1 件の応募があり、健康福祉部指定管理者選定会議において審査したところ、提案は選定基準を満たすものであった。 ・多世代交流施設として地域の拠点となる取り組みのほか、過去の実績を活かした事業提案がなされ、実行可能なものとなっている。 ・安定した財政基盤を持ち、これまでの運営実績を踏まえると、今後も適切な運営が期待できると判断し選定した。
----------	---

3 提案概要と評価内容

	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会												
提案概要	①利用者の声を聞き取り、社会福祉協議会地区センターと連携し地域ニーズの把握に努め、各世代のニーズに応じた講座・教室の開催を目指すとともに、世代間の交流を目指す。 ②親子で参加しやすい講座やイベントの実施及び地域資源と連携した事業に取り組む。 ③高齢者の生きがいづくりやメンタルヘルスの向上を図るとともに、健康寿命の延伸を目指す取り組みを行う。 ④これまでの施設運営のノウハウを十分に活かして、子どもやその保護者、高齢者など誰もが利用しやすい施設となるように努める。												
提案金額	<table> <tr> <td>(令和8年度)</td><td>73,657,000円</td></tr> <tr> <td>(令和9年度)</td><td>73,657,000円</td></tr> <tr> <td>(令和10年度)</td><td>73,657,000円</td></tr> <tr> <td>(令和11年度)</td><td>73,657,000円</td></tr> <tr> <td>(令和12年度)</td><td>73,657,000円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>368,285,000 円</td></tr> </table>	(令和8年度)	73,657,000円	(令和9年度)	73,657,000円	(令和10年度)	73,657,000円	(令和11年度)	73,657,000円	(令和12年度)	73,657,000円	合計	368,285,000 円
(令和8年度)	73,657,000円												
(令和9年度)	73,657,000円												
(令和10年度)	73,657,000円												
(令和11年度)	73,657,000円												
(令和12年度)	73,657,000円												
合計	368,285,000 円												
評価内容	指定管理者選定基準における評価項目のうち、評価が高かった項目は下記のとおり。 ・施設の性格や目的の理解 ・提案が市の施策に沿ったものであること ・施設の運営体制・職員配置 ・市民サービスの向上 ・団体の地域貢献度 ・浜松市内に主な事業活動の拠点を置いているか ・これまでの当該施設の運営実績を踏まえ、地域関係団体等と連携し、高齢者と子育て世代の充実を図ることにより、質の高いサービスの提供が期待される。												

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目		配点	得点
応募者（評価対象者）			社会福祉 法人浜松 市社会福 祉協議会
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点4.4点以上）			
(1) 施設の性格や目的の理解		4	3.2
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること		4	3.2
小 計		8	6.4
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点27.0点以上）			
(1) 事業の具体的取組み方		7	5.2
(2) 施設の運営体制・職員の配置		7	5.4
(3) 適正な管理・モニタリング		7	5.2
(4) 安全管理・緊急時への対応		7	5.3
(5) 市民サービスの向上		7	5.1
(6) 環境・地域等への配慮		7	5.3
(7) 平等利用		7	5.3
小 計		49	36.8
3 指定管理者に関する項目（合格点7.2点以上）			
(1) 団体の物的・財政的能力		4	3.1
(2) 施設の運営実績		4	3.2
(3) 団体の地域貢献		4	3.3
小 計		12	9.6
4 指定管理者の活動に関する項目			
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと		3	3.0
(2) 各種認定等の有無		1	0.0
小 計		4	3.0
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点7.7点以上）			
収支計画の妥当性		14	9.6
小 計		14	9.6
6 指定管理料に関する項目（2）			
$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{配点} = \text{評価点（※配点を上限）}$		13	0.0
小 計		13	0.0
現指定期間の実績に基づく加減点			1.6
合 計		100	67.0

指定管理者の指定について（浜松医療センター）

(提案理由)

浜松医療センターの指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市中央区富塚町 3 2 8 番地

名 称：浜松医療センター

2 指定管理者

所在地：浜松市中央区富塚町 3 2 8 番地

名 称：公益財団法人浜松市医療公社 理事長 鈴木 達夫

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

公益財団法人浜松市医療公社

- ・設 立：昭和 47 年 11 月 1 日
- ・基本財産：5 億 500 万円
- ・設立目的：浜松市及びその周辺の地域住民に対する公衆衛生の向上及び地域医療の連携強化を推進し、もって住民の健康及び福祉の増進に寄与すること。
- ・事業内容：(1) オープンシステムによる地域診療所等からの不特定多数の紹介患者の診療
- (2) 地域診療所等への手術設備、高度医療機器及び病床の提供
- (3) 地域医療支援病院として診療所等との連携及び機能分担の推進
- (4) 地域の救急医療の提供及び小児・周産期医療の確保
- (5) 災害拠点病院として医療救護活動の実施
- (6) 感染症指定医療機関として疾病対策の実施
- (7) 地域性を考慮した特定健診、がん検診、生活指導等の実施
- (8) 地域住民の健康増進及び疾病予防のための公衆衛生活動の実施

- (9) 医学及び医療の向上に関する調査・研究の実施
- (10) 臨床研修指定病院として臨床研修医に対する教育研修の実施
- (11) 大学の関連教育病院として学生に対する教育研修の実施
- (12) 医療と介護の連携推進事業の支援
- (13) 職員の子ども及び地域の子どもに対する保育事業の実施
- (14) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	非公募
(2) 応募団体	1 件 ・公益財団法人浜松市医療公社（候補者）
(3) 選定会議	健康福祉部指定管理者選定会議 (1) 選定会議の構成 委員長：平野 由利子 浜松市健康福祉部医療担当部長 (公益財団法人浜松市医療公社の理事のため除斥) 副委員長：渥美 雅人 浜松市健康福祉部次長 委員：西崎 公康 浜松市健康福祉部次長 委員：後藤 励 (第三者委員＝慶應義塾大学大学院教授) 委員：浅野 道雄 (第三者委員＝あさのクリニック院長) 委員：坂田 妃佐恵 (第三者委員＝坂田妃佐恵公認会計士事務所) (2) 審査日時 令和 7 年 9 月 1 1 日 (木) 午後 2 時～午後 4 時 (3) 申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和 7 年 9 月 1 1 日 (木) 実施
(4) 選定理由	・救急、小児・周産期等の政策的医療やがん診療などの高度・専門医療の提供のほか、地域医療への貢献や医療従事者の育成、医療の調査・研究の推進など、公立病院に求められる役割や責務を認識した事業提案がなされている。 ・物価高騰や人件費の上昇など、病院運営には厳しい社会情勢となる中、これまでの運営実績を踏まえた現実的な指標を設定し、これらに基づく収支計画を策定している。 ・これらの点や開設以来の候補者の病院運営の実績を評価し、指定管理者候補として選定した。

3 提案概要と評価内容

	公益財団法人浜松市医療公社
提案概要	①患者の権利と尊厳を尊重し、患者中心の安全・安心な医療を提供する。 ②地域医療支援病院として、地域医療連携ネットワークを強化する。 ③地域の救急・災害医療を支え、小児、周産期医療を守る。 ④高度かつ先端医療を推進する。 ⑤医療に関する調査・研究を推進し、国内外に情報を発信する。 ⑥職員の教育・研修に努め、真の医療人を育成する。 ⑦効率的な病院経営に努め、健全な財政基盤を確立する。
提案金額	(令和8年度から令和12年度) 指定管理者との間で年度ごとに締結する協定で定める政策的医療交付金の合計額
評価内容	・静岡県西部地域の中核的医療を担う基幹病院として、救急、小児・周産期、感染症等の政策的医療やがん診療、エイズ治療などの高度・専門医療への積極的な取り組みが提案されている。 ・地域診療所との連携による地域医療への貢献、医学部学生や看護実習生の受け入れによる医療従事者の育成、安全・安心な医療提供のための体制づくりなど、医療の質の向上ための具体的な提案がされている。 ・公立病院としての役割を果たすだけでなく、安定的な病院運営に不可欠な経営的自立のための戦略や人材確保及び医療従事者の専門性の向上についての方策が示されている。 ・社会情勢などの医療を取り巻く環境や運営実績を踏まえた指標に基づく収支計画が策定されている。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目		配点	得点
応募者（評価対象者）			公益財団 法人浜松 市医療公 社
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点5.50点以上）			
(1) 施設の性格や目的の理解		5	4.6
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること		5	4.3
小 計		10	8.9
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点24.75点以上）			
(1) 事業の具体的取組み方		10	8.5
(2) 施設の運営体制・職員の配置		8	6.3
(3) 適正な管理・モニタリング		6	4.7
(4) 安全管理・緊急時への対応		8	6.3
(5) 市民サービスの向上		5	4.0
(6) 環境・地域等への配慮		5	4.0
(7) 平等利用		3	2.6
小 計		45	36.4
3 指定管理者に関する項目（合格点11.00点以上）			
(1) 団体の物的・財政的能力		7	5.7
(2) 施設の運営実績		7	5.7
(3) 団体の地域貢献		6	4.9
小 計		20	16.3
4 収支計画に関する項目（合格点13.75点以上）			
収支計画の妥当性		25	17.5
小 計		25	17.5
現指定期間の実績に基づく加減点			-
合 計		100	79.1

指定管理者の指定について（浜松市総合産業展示館）

(提案理由)

浜松市総合産業展示館の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市中央区流通元町 20 番地の 2

名 称：浜松市総合産業展示館

2 指定管理者

所在地：浜松市中央区丸塚町 169 番地

名 称：ヤタロー・共同グループ

（代表者）浜松市中央区丸塚町 169 番地

株式会社ヤタロー 代表取締役 中村 伸宏

（構成員）浜松市中央区子安町 315 番地の 13

株式会社共同 代表取締役 有賀 公哉

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

(1) 指定管理者がグループを編成した目的

豊富な公共施設の管理運営実績による充実した研修と人材サポート体制を有する代表企業と、施設の総合管理企業が共同事業体を構成し、両者の市内における実績を活かした更なる利用者サービスの拡充を目指すため。

(2) 概要

代表者	<u>株式会社ヤタロー</u> ・設立：昭和23年8月23日 ・資本金：1,200万円 ・設立目的：次の事業を営むことを目的とする。 ・事業内容：①管理運営業務 ②レストラン運営業務 ③自社ブランド商品の製造・販売業務 ほか
構成員	<u>株式会社共同</u> ・設立：昭和53年4月12日 ・資本金：1,000万円 ・設立目的：次の事業を営むことを目的とする。 ・事業内容：①ビルマネジメント業務 ②マンション管理業務 ③総合警備業務 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1 件 ・ヤタロー・共同グループ（候補者）
(3) 選定会議	産業部指定管理者選定会議 (1) 選定会議の構成 委員長：北嶋 秀明 浜松市産業部長 副委員長：土居 竜大 浜松市産業部スタートアップ推進担当部長【欠席】 委員：木下 真弥 浜松市産業部次長 委員：飯塚 隆 (第三者委員＝静岡県中小企業団体中央会西部事務所長) 委員：内藤 武史 (第三者委員＝ソミック石川労働組合) 委員：田畑 浩一 (第三者委員＝税理士) (2) 審査日時 令和7年9月3日（水）13時～14時30分 (3) 申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和7年9月3日（水）実施
(4) 選定理由	実績や経験に基づき、堅実かつ効果的な施設運営の提案がされていたことから、責任ある施設の管理運営ができるものと判断した。また、利用者への安全性や利便性向上に向けた提案がされ、付加価値のあるサービスを提供できると判断した。

3 提案概要と評価内容

	ヤタロー・共同グループ
提案概要	①経験や実績に基づいた適切な施設維持管理や運営体制の提案 ②SNS等を活用した利用促進活動の提案 ③市民サービス向上のためWi-Fi設備の導入や自主事業として地域の賑わい創出イベントの開催提案 ④収支計画書及び指定管理者納入金についての提案
提案金額	市への納入金 (令和8年度) 17,125,000 円 (令和9年度) 18,304,000 円 (令和10年度) 19,575,000 円 合 計 <u>55,004,000 円</u>
評価内容	①指定管理者としての実績を基に、適切な保守点検や効率的な清掃業務に加え、有資格者の職員配置や定期的な職員研修の実施による更なる相乗効果が期待できると評価した。 ②施設の魅力等をSNS等で発信することによる新規利用者の獲得や、利用者アンケートを通じた改善活動によるリピート率の向上につながる提案を評価した。 ③Wi-Fi設備導入による顧客満足度の向上や自主事業として地域の賑わい創出イベントを開催することにより地域貢献が期待できると評価した。 ④収支計画書が妥当であり、指定管理者納入金が年々増加する提案を評価した。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目		配点	得点
応募者（評価対象者）			ヤタロー・共同グループ
1	施設運営管理方針に関する項目（合格点 5.5 点以上）		
	(1) 施設の性格や目的の理解	5	4.6
	(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	5	4.4
	小 計	10	9.0
2	事業提案（計画）に関する項目（合格点 24.8 点以上）		
	(1) 事業の具体的取組み方	7	5.7
	(2) 施設の運営体制・職員の配置	7	6.0
	(3) 適正な管理・モニタリング	7	5.7
	(4) 安全管理・緊急時への対応	7	5.7
	(5) 市民サービスの向上	7	6.0
	(6) 環境・地域等への配慮	5	3.8
	(7) 平等利用	5	4.0
	小 計	45	36.9
3	指定管理者に関する項目（合格点 9.4 点以上）		
	(1) 団体の物的・財政的能力	6	4.2
	(2) 施設の運営実績	6	5.5
	(3) 団体の地域貢献	5	4.1
	小 計	17	13.8
4	指定管理者の活動に関する項目		
	(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	3.0
	(2) 各種認定等の有無	1	0.8
	小 計	4	3.8
5	指定管理料に関する項目（1）（合格点 5.5 点以上）		
	収支計画の妥当性	10	8.5
	小 計	10	8.5
6	指定管理料に関する項目（2）指定管理者納入金		
	$\frac{\text{提案された納入金の率} - \text{下限率 (25\%)}}{\text{市が想定している納入金の上限率} - \text{下限率 (25\%)}} \times \text{配点}$ （納入金の率は3年間の平均とし、小数点第2位四捨五入）	14	1.1
	小 計	14	1.1
現指定管理期間の実績に基づく加減点		2.5%	1.8
合 計		100	74.9

指定管理者の指定について（浜松市観光バス公共駐車場）

(提案理由)

浜松市観光バス公共駐車場の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市中央区中央三丁目 7 番 1－107 号

名 称：浜松市観光バス公共駐車場

2 指定管理者

所在地：東京都品川区西五反田二丁目 20 番 4 号

名 称：タイムズ 24 共同企業体

（代表者）東京都品川区西五反田二丁目 20 番 4 号

タイムズ 24 株式会社

代表取締役 西川 光一

（構成員）東京都品川区西五反田二丁目 20 番 4 号

タイムズサービス株式会社

代表取締役 川崎 計介

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

(1) 指定管理者がグループを編成した目的

それぞれが持つノウハウ・技術・人材を最大限活用することで、効率的で適正な施設運営を実現する。

(2) 概要

代表者	<u>タイムズ24株式会社</u> ・設立：平成22年12月24日 ・資本金：1億円 ・設立目的：次の事業を営むことを目的とする ・事業内容：①駐車場設備に関する機械及び器具の製造、販売、賃貸及び保守 ②駐車場設備工事の設計及び施工 ③駐車場の経営 ④駐車場および土地建物の管理業務 ⑤宅地建物取引業 ⑥不動産の売買・交換・賃貸およびその仲介ならびに所有・管理および利用 ⑦不動産鑑定・評価業務 ⑧建築設計および企画コンサルタント業務 ほか
構成員	<u>タイムズサービス株式会社</u> ・設立：平成4年5月22日 ・資本金：5千万円 ・設立目的：次の事業を営むことを目的とする ・事業内容：①駐車場に関する保守、管理業務 ②駐車場事業に関する集金業務 ③駐車場機器の設置工事業務 ④駐車場装置機器及び器具の製造、販売、賃貸、保守、管理業務 ⑤駐車場に付随する警備業務 ⑥駐車場に付随するビル管理業務 ⑦駐車場に関する労働者派遣業務 ⑧インターネット及び情報管理システムを利用した顧客サービス業務 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	タイムズ24共同企業体（候補者）
(3) 選定会議	中央区指定管理者選定会議 (1)選定会議の構成 委員長：岡安 章宏 浜松市中央区長 副委員長：豊田 周一 浜松市中央区副区長 委員：宮崎 幹啓 浜松市中央区まちづくり推進課長【欠席】 委員：鈴木 三男 浜松市中央区西行政センター所長 委員：原川 知己 浜松市中央区南行政センター所長 委員：A（第三者委員＝運営面） 委員：B（第三者委員＝利用面） 委員：C（第三者委員＝利用面） 委員：D（第三者委員＝利用面） 委員：E（第三者委員＝経営面） (2)審査日時 令和7年9月18日（木） 午後1時00分～午後2時55分 (3)申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和7年9月18日（木）実施
(4) 選定理由	公募したところ、3者の応募があり、中央区指定管理者選定会議で選定した。 ・24時間365日稼働しているコールセンターを自社で有し、素早い情報共有が可能である。 ・浜松市役所駐車場を始め市内駐車場の実績があり、静岡県内の指定管理駐車場や全国各地の予約制バス駐車場を運営している。 ・利用料金は条例の上限2,750円のところ2,500円で提案している。 ・美観保全と安全性確保のため、2日に1回程度見回りが実施される。 ・駐車場専門会社として1,000万人を超える会員組織に、浜松市の自然、歴史、文化、食などの魅力を配信し、観光の振興に寄与する。 ・電子マネー、QRコード決済、クレジットカード、高額紙幣、インボイス対応の精算機システムが導入され利便性が向上する。 以上により、タイムズ24共同企業体を候補者として選定した。

3 提案概要と評価内容

	タイムズ24共同企業体	遠鉄アシスト株式会社	株式会社日本旅行浜松支店
提案概要	①事前にバス駐車場予約ができる独自システムがあり、リアルタイムで空き状況を確認し、いつでもどこでも予約が可能で、予約にかかる経費を削減できる。 ②会員制のため、無断キャンセルや必要以上の予約枠の確保などはほばない。 ③1,000万人を超える会員組織に、浜松市の魅力を配信し、観光の振興に寄与する。 ④車番認証型や様々なキャッシュレス決済を導入する。	①ホームページやパンフレット等を活用した広報活動を実施する。 ②遠鉄グループはバスのスペシャリストでありイベント時にはまとまった台数を確保する。 ③防犯カメラによる監視で、防犯対策を強化する。 ④駐車料金精算機にトラブルが生じたときは「サポートセンター」で対応する。 ⑤ハーモニア新町管理組合と情報共有し緊急時の安全対策を確立する。	①旅行業の経験とノウハウを活かし全国を網羅した店舗網を活かしていく。 ②WEBシステムの事前予約と事前決済により、乗務員の負担の軽減がされる。 ③駐車予約票のバスへの掲示や、車両入出庫を監視カメラにより管理する。 ④浜松支店は徒歩5分圏内にありトラブルには迅速に対応が可能である。 ⑤JR西日本グループの一員で経営基盤が安定している。
提案金額	(令和8年度) 0円 (令和9年度) 0円 (令和10年度) 0円 (令和11年度) 0円 (令和12年度) 0円 合計 0円	(令和8年度) 0円 (令和9年度) 0円 (令和10年度) 0円 (令和11年度) 0円 (令和12年度) 0円 合計 0円	(令和8年度) 2,156,000円 (令和9年度) 2,156,000円 (令和10年度) 2,156,000円 (令和11年度) 2,156,000円 (令和12年度) 2,156,000円 合計 10,780,000円
評価内容	・指定管理料0円は評価できる。 ・料金設定2,500円は評価できる。 ・市役所駐車場も管理しておりトラブル対応の実績もあり安心。 ・緊急時の対応としてコンタクトセンターは優れた提案である。 ・駐車場専門の事業者としてノウハウの活用が期待できる。	・指定管理料0円は評価できる。 ・遠鉄グループとの連携に期待ができ、管理運営を円滑に遂行できるものと期待する。 ・今までの実績を活かした提案で評価できる。 ・予約システム、精算機の実績が少なく、キャッシュレスについて言及がなく、無人化した時の対応は経験値が少ない。	・利用者の立場で駐車場運営を考えている提案である。 ・旅行会社のノウハウを活かし利用台数増加の提案は評価できる。 ・指定管理事業と自主事業のすみ分けが曖昧。 ・旅行会社が駐車場に参入するというプレゼンに運用の不安があった。 ・当事業所のみ指定管理料の支払いが必要となる。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目		配点	得点		
応募者（評価対象者）			タイムズ24 共同企業体	遠鉄アシスト ㈱	㈱日本旅行浜松支店
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 4.4 点以上）					
(1) 施設の性格や目的の理解		4	3.3	3.2	2.7
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること		4	3.4	3.0	2.5
小 計		8	6.7	6.2	5.2
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 23.7 点以上）					
(1) 事業の具体的取組み方		5	4.2	3.5	3.3
(2) 施設の管理体制・運営職員の配置		8	6.3	5.7	4.9
(3) 適正な管理・モニタリング		8	6.3	6.1	5.3
(4) 安全管理・緊急時への対応		9	7.5	6.3	6.0
(5) 市民サービスの向上		3	2.5	2.2	1.8
(6) 環境・地域等への配慮		6	4.3	4.4	3.5
(7) 平等利用		4	2.9	2.8	2.7
小 計		43	34.0	31.0	27.5
3 指定管理者に関する項目（合格点 9.9 点以上）					
(1) 団体の物的・財政的能力		5	4.1	4.0	3.8
(2) 施設の運営実績		8	6.8	6.0	5.1
(3) 団体の地域貢献		5	3.4	3.9	3.2
小 計		18	14.3	13.9	12.1
4 活動拠点に関する項目					
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと		3	0.3	3.0	1.7
(2) 各種認定等の有無		1	0.6	0.6	0.0
小 計		4	0.9	3.6	1.7
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点 5.0 点以上）					
収支計画の妥当性		14	11.4	10.7	8.6
小 計		14	11.4	10.7	8.6
6 指定管理料に関する項目（2）					
$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{配点}$		13	13.0	13.0	0.0
小 計		13	13.0	13.0	0.0
合 計		100	80.3	78.4	55.1

(第 171 号議案の説明資料)

スポーツ振興課

指定管理者の指定について（四ツ池公園運動施設）

(提案理由)

四ツ池公園運動施設の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市中央区上島六丁目 19 番 1 号

名 称：四ツ池公園運動施設

2 指定管理者

所在地：浜松市中央区和田町 808 番地の 1

名 称：公益財団法人浜松市スポーツ協会 会長 大坪 豊生

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

公益財団法人浜松市スポーツ協会

・設 立：昭和 55 年 3 月 26 日

・基本財産：331,751,412 円（令和 7 年 3 月 31 日現在）

・設立目的：浜松市における健康・体力づくりを推進し、アマチュア精神を培い、スポーツの普及・向上を図り、もって健康で明るい市民の育成に寄与する。

・事業内容：①体育・スポーツ団体の育成強化及び連絡調整に関すること

②体育・スポーツ指導者の資質の向上に関すること

③競技力の向上に関すること ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	2 件 ・公益財団法人浜松市スポーツ協会（候補者） ・株式会社協栄 浜松支店（次点者）
(3) 選定会議	市民部指定管理者選定会議（文化・スポーツ振興担当） (1)選定会議の構成 委員長：嶋野 聡 浜松市市民部文化振興担当部長 副委員長：杉田 実良 浜松市市民部スポーツ振興担当部長 【欠席】 委員：宮木 広由 浜松市市民部創造都市・文化振興課長 委員：栗田 豪 浜松市市民部スポーツ振興課長 委員：枝村 賢美 浜松市市民部中央図書館長 委員：A（第三者委員＝運営面） 委員：B（第三者委員＝利用面） 委員：C（第三者委員＝利用面） 委員：D（第三者委員＝経営面） (2)審査日時 令和7年9月1日（月） 午後1時00分～午後5時10分 (3)申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和7年9月1日（月）実施
(4) 選定理由	公募したところ、2者からの応募があり、市民部指定管理者選定会議において審査した。 ・施設の設置目的を理解した運営方針が示され、また豊富な管理運営実績もあり、それらを活かした職員が配置された提案であり評価できる。 ・専門的な知識や経験に基づく具体的な施設管理に関する提案がなされていた。 ・収支計画に妥当性があった。 以上の点を評価し、公益財団法人浜松市スポーツ協会を候補者として選定した。

3 提案概要と評価内容

	公益財団法人浜松市スポーツ協会	株式会社協栄 浜松支店
提案概要	①スポーツ施設管理士を配置し、施設を良好な状態に保つことでスポーツの場を提供する。 ②野球場のグラウンド整備や陸上競技場の整備について、効率的、効果的な管理を行い、利用者満足度の向上を図る。 ③当該施設を長期にわたり管理実績により築き上げた、野球や陸上競技団体等との良好な関係性を活かした施設運営を行う。	①利用者参加型イベントや空き時間帯等の有効活用等の施策により利用者の増加を図る。 ②利用者の意見等を反映し、利用者満足度の向上や、管理・運営の改善を図る。 ③全国での類似施設の管理実績を活かした施設運営を行う。
提案金額	(令和 8 年度) 62,493,000 円 (令和 9 年度) 62,094,000 円 (令和 10 年度) 62,336,000 円 (令和 11 年度) 62,094,000 円 (令和 12 年度) 71,969,000 円 合 計 320,986,000 円	(令和 8 年度) 63,492,000 円 (令和 9 年度) 62,832,000 円 (令和 10 年度) 63,096,000 円 (令和 11 年度) 62,832,000 円 (令和 12 年度) 72,930,000 円 合 計 325,182,000 円
評価内容	- 施設の性格や目的を理解した事業の具体的な取り組みが示された事業提案であった。 - 運営体制や職員配置に関して、専門的な知識や経験に基づく事業提案であった。 - 施設利用団体等と連携・協力し、スポーツを通じた地域の活性化に繋がる提案がされていた。	- 施設の性格や目的を理解し、具体的な目標を定めた事業提案であった。 - 運営体制や職員配置に関して、本社等の協力を得た上の専門的な知識や経験に基づく事業提案であった。 - 地元企業や団体等と連携・協力し、スポーツを通じた地域の活性化に繋がる提案がされていた。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目		配点	得点	
応募者（評価対象者）			公益財団法人 浜松市 スポーツ 協会	株式会社 協栄 浜松支店
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 3.3 以上）				
(1) 施設の性格や目的の理解		3	2.4	2.4
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること		3	2.2	2.2
小 計		6	4.6	4.6
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 28.6 以上）				
(1) 事業の具体的取り組み方		9	6.8	6.6
(2) 施設の運営体制・職員の配置		5	3.6	3.3
(3) 適正な管理・モニタリング		5	3.4	3.8
(4) 安全管理・緊急時への対応		6	4.0	4.1
(5) 市民サービスの向上		10	7.2	7.6
(6) 障がいの有無や年齢、性別等を問わない インクルーシブスポーツの振興		5	3.3	3.2
(7) 環境・地域等への配慮		5	3.5	3.3
(8) 平等利用		2	1.3	1.3
(9) 自主事業		5	3.9	3.7
小 計		52	37.0	36.9
3 指定管理者に関する項目（合格点 9.9 以上）				
(1) 団体の物的・財政的能力		6	4.5	4.9
(2) 施設の運営実績		6	4.7	4.8
(3) 団体の地域貢献		6	4.5	4.1
小 計		18	13.7	13.8
4 指定管理者の活動に関する項目				
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと		3	3.0	1.7
(2) 各種認定等の有無		1	1.0	0.6
小 計		4	4.0	2.3
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点 5.5 以上）				
収入計画の妥当性		10	7.6	7.6
小 計		10	7.6	7.6
6 指定管理料に関する項目（2）				
$\frac{\text{上限額}-\text{提案額}}{\text{上限額}-\text{下限額}} \times \text{配点}$		10	0.2	0
小 計		10	0.2	0
現指定管理期間の実績に基づく加減点			0	-
合 計		100	67.1	65.2

(第 172 号議案の説明資料)

公園管理事務所

指定管理者の指定について（安間川公園ほか 2 施設）

(提案理由)

安間川公園ほか 2 施設の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地	名称
浜松市中央区安新町 181 番地の 2	安間川公園
浜松市中央区豊町 6480 番地の 1	ゆたか緑地
浜松市中央区豊町 6480 番地の 1 地先	ゆたか第 2 緑地

2 指定管理者

所在地：浜松市中央区和田町 708 番地の 1

名 称：東海ビル管理株式会社 代表取締役 高橋 一博

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

東海ビル管理株式会社

- ・設 立：昭和 53 年 9 月 1 日
- ・資本金：1,000 万円
- ・設立目的：下記の事業を営むことを目的とする。
- ・事業内容：①指定管理者事業
②ビルディング、その他建造物の設備の施工、保全、保守、管理業務
③植栽管理業務 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1 件 ・東海ビル管理株式会社（候補者）
(3) 選定会議	都市整備部指定管理者選定会議 (1)選定会議の構成 議長：中村 浩一 浜松市都市整備部花みどり担当部長 委員：廣野 浩之 浜松市都市整備部緑政課長 委員：植田 一 浜松市都市整備部公園管理事務所長 委員：松野 英男 浜松市都市整備部公園課長 委員：齋藤 弘泰 浜松市都市整備部動物園長 委員：A（第三者委員＝大学准教授） 委員：B（第三者委員＝一般社団法人代表理事） 委員：C（第三者委員＝浜松市スポーツ推進委員） 委員：D（第三者委員＝税理士） (2)審査日時 令和6年9月5日（金） 午後1時30分～午後3時45分 (3)申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和6年9月5日（金）実施
(4) 選定理由	・現指定管理者として、実績を生かした手堅い施設管理が期待できる。 ・施設や緑の活用に対して、市の施策もよく理解しており、積極的な提案が見られた。 ・経営状況が安定しており、問題なく事業遂行が可能である。 以上により、東海ビル管理株式会社を候補者として選定した。

3 提案概要と評価内容

	東海ビル管理株式会社												
提案概要	管理運営の基本理念『スポーツ施設から地域へ 活力の波及を目指して』の達成に向け、以下の市民サービス向上の更なる向上を目指した事業展開が提案された。 ・「基本サービスの向上」 接遇・コミュニケーションの向上、清潔感、美観性に溢れた植栽管理の提案 ・「スポーツ振興・健康増進におけるサービス向上策」 自主事業の充実からインクルーシブスポーツの推進の提案。 ・「デジタル活用によるサービス向上」 デジタルを活用した、便利で快適な環境を提供する提案。 ・「レジャー・生活文化向上におけるサービス向上策」 SNS等により公園情報を発信し、施設の有益な情報提供の提案。 ・「市民協働・安心な公園におけるサービス向上策」 市民協働の拠点として、地域活性化の循環を生み出す提案。												
提案金額	<table> <tr> <td>(令和 8 年度)</td><td>26,528,000 円</td></tr> <tr> <td>(令和 9 年度)</td><td>26,528,000 円</td></tr> <tr> <td>(令和 10 年度)</td><td>26,528,000 円</td></tr> <tr> <td>(令和 11 年度)</td><td>26,528,000 円</td></tr> <tr> <td>(令和 12 年度)</td><td>26,528,000 円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td><u>132,640,000 円</u></td></tr> </table>	(令和 8 年度)	26,528,000 円	(令和 9 年度)	26,528,000 円	(令和 10 年度)	26,528,000 円	(令和 11 年度)	26,528,000 円	(令和 12 年度)	26,528,000 円	合計	<u>132,640,000 円</u>
(令和 8 年度)	26,528,000 円												
(令和 9 年度)	26,528,000 円												
(令和 10 年度)	26,528,000 円												
(令和 11 年度)	26,528,000 円												
(令和 12 年度)	26,528,000 円												
合計	<u>132,640,000 円</u>												
評価内容	・現指定管理者として、実績を生かした手堅い施設管理が期待できる。 ・施設や緑の活用に対して、市の施策もよく理解しており、積極的な提案が見られた。 ・経営状況が安定しており、問題なく事業遂行が可能である。												

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目		配点	得点
応募者（評価対象者）			東海ビル管理株式会社
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 5.5 点以上）			
(1) 施設の運営方針（施設の性格や目的の理解）		5.0	3.8
(2) 施設の有効活用（施設への効用が発揮されるものであること）		5.0	3.3
小 計		10.0	7.1
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 27.0 点以上）			
(1) 事業の具体的取り組み方		8.0	5.3
(2) 施設の管理体制・運営職員の配置（責任性・実行性）		8.0	6.1
(3) 適正な管理・経理（明瞭性・規律性）		8.0	5.3
(4) 安全管理・緊急時への対応（安全性）		8.0	5.8
(5) 市民サービスの向上・自主事業（独創性）		8.0	5.6
(6) 環境・地域等への配慮（社会貢献）		5.0	3.2
(7) 平等利用（平等性）		4.0	2.5
小 計		49.0	33.8
3 指定管理者に関する項目（合格点 8.3 点以上）			
(1) 団体の物的・財政的能力（経営の健全性）		2.0	1.5
(2) 施設の運営実績（団体の能力）		5.0	3.6
(3) 団体の地域貢献（地域の活性化）		8.0	5.8
小 計		15.0	10.9
4 活動拠点に関する項目			
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと		3.0	3.0
(2) 各種認定等の有無		1.0	1.0
小 計		4.0	4.0
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点 6.6 点以上）			
(1) 収入計画の妥当性		6.0	4.3
(2) 支出計画の妥当性		6.0	4.2
小 計		12.0	8.5
6 指定管理料に関する項目（2）			
(1) $\frac{\text{上限額}-\text{提案額}}{\text{上限額}-\text{下限額}} \times \text{配点}$		10.0	10.0
小 計		10.0	10.0
現指定期間の実績に基づく加減点			0.0
合 計		100.0	74.3

指定管理者の指定について（浜松市立積志図書館）

(提案理由)

浜松市立積志図書館の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市中央区積志町 1819 番地

名 称：浜松市立積志図書館

2 指定管理者

所在地：東京都中野区弥生町二丁目 8 番 15 号

名 称：ヴィアックス・東海ビル管理共同事業体

（代表者）東京都中野区弥生町二丁目 8 番 15 号

株式会社ヴィアックス 代表取締役 西門 直

（構成員）浜松市中央区和田町 708 番地の 1

東海ビル管理株式会社 代表取締役 高橋 一博

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

(1) 指定管理者がグループを編成した目的

豊富な公共図書館の管理運営実績、充実した研修と人材サポート体制を有する代表企業と、施設の総合管理専門企業が共同事業体を構成し、両者の市内における実績を活かした更なる図書館サービスの拡充を目指す。

(2) 概要

代表者	<u>株式会社ヴィアックス</u> ・設立：昭和48年8月17日 ・資本金：1億7,774万2,500円 ・設立目的：次の事業を営むことを目的とする。 ・事業内容：①各種広告の代理業務と市場調査 ②セールスプロモーション、ダイレクト・メールの企画、制作及び販売 ③図書館管理運営業務の請負 ほか
構成員	<u>東海ビル管理株式会社</u> ・設立：昭和53年9月1日 ・資本金：1,000万円 ・設立目的：次の事業を営むことを目的とする。 ・事業内容：①ビルディング、その他建造物の清掃管理業務 ②ビルディング、その他建造物の設備（空調設備、給排水設備、電気設備、冷暖房設備、消防設備、衛生設備）の施工、保全、保守、管理業務 ③指定管理事業 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1 件 ・ ヴィアックス・東海ビル管理共同事業体（候補者）
(3) 選定会議	市民部指定管理者選定会議 (1) 選定会議の構成 委員長：嶋野 聡 浜松市市民部文化振興担当部長 副委員長：杉田 実良 浜松市市民部スポーツ振興担当部長 委員：宮木 広由 浜松市市民部創造都市・文化振興課長 委員：栗田 豪 浜松市市民部スポーツ振興課長 委員：枝村 賢美 浜松市市民部中央図書館長 委員：A（第三者委員＝運営面） 委員：B（第三者委員＝利用面） 委員：C（第三者委員＝利用面） 委員：D（第三者委員＝経営面） (2) 審査日時 令和7年9月2日（火） 午後1時～午後4時15分 (3) 申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和7年9月2日（火）実施
(4) 選定理由	・ 全国での公共図書館の管理運営実績がある図書館専門企業と浜松市を中心に公共施設の指定管理者経験が豊富な市内の建物管理専門企業による共同事業体として、明確な責任分担による効果的な管理運営と効率的な経費の運用が提案されている。 ・ 代表企業は市内5図書館の指定管理者としての実績がある。併設する積志協働センターをはじめ周辺施設と連携した事業など、利用促進につながる提案がなされており、更なる施設の効用発揮、利用者サービスの向上が期待できる。 ・ 構成企業は施設の総合管理を専門とする企業であり、これまで培った指定管理者としての経験を活かした質の高い施設・設備の維持管理と併せ、地域実情にも精通していることから施設管理において効率的かつ迅速な対応が期待できる。また、社会貢献活動の一環として「浜松市消防団協力事業所」、「浜松市高齢者活躍宣言事業所」の認定を取得している。 ・ その他の項目についても、適正な管理運営が実現可能な内容であることから、候補者として選定した。

3 提案概要と評価内容

	ヴィアックス・東海ビル管理共同事業体
提案概要	①豊富な公共図書館の管理運営実績を有する代表企業と、施設の総合管理専門企業が共同事業体を構成し、両者の市内における実績を活かした更なる図書館サービスの拡充を目指す。 ②図書館司書としての専門的知識と技術を駆使し課題解決を支援するため、レファレンス機能の更なる強化に取り組む。 ③質の高いサービス提供のためのセルフモニタリング、及び徹底した個人情報保護対策に取り組む。 ④利用者の立場に立って考え、より利用しやすい図書館運営に努める。 ⑤周辺施設や地元団体と連携し、地域の活性化につながる事業を実施する。
提案金額	(令和8年度) 38,508,670円 (令和9年度) 38,508,670円 (令和10年度) 38,508,670円 (令和11年度) 38,508,670円 合計 154,034,680円
評価内容	・図書館の運営実績や代表企業及び構成員の市内における実績を活かした効果的な管理運営が提案されている。 ・浜松市図書館ビジョンに基づく提案がなされている。 ・各種広報活動や、地域の特性を考慮した講座の実施など、利用促進につながる提案がなされている。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目		配点	得点
応募者（評価対象者）			ヴィアックス・東海ビル管理共同事業体
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 3.3 点以上）			
(1) 施設の性格や目的の理解		3	2.3
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること		3	2.2
小 計		6	4.5
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 28.6 点以上）			
(1) 事業の具体的取組み方		9	6.8
(2) 施設の運営体制・職員の配置		4	2.9
(3) 適正な管理・モニタリング		4	2.8
(4) 安全管理・緊急時への対応		5	3.4
(5) 市民サービスの向上		15	11.5
(6) 環境への配慮		5	3.3
(7) 地域等への配慮		5	3.7
(8) 平等利用		5	3.4
小 計		52	37.8
3 指定管理者に関する項目（合格点 9.9 点以上）			
(1) 団体の物的・財政的能力		6	4.7
(2) 施設の運営実績		6	4.8
(3) 団体の地域貢献		6	4.3
小 計		18	13.8
4 指定管理者の活動に関する項目			
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと		3	2.6
(2) 各種認定等の有無		1	0.5
小 計		4	3.1
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点 5.5 点以上）			
収支計画の妥当性		10	7.3
小 計		10	7.3
6 指定管理料に関する項目（2）			
$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{配点}$		10	0.0
小 計		10	0.0
現指定期間の実績に基づく加減点			1.6
合 計		100	68.1

指定管理者の指定について（浜松市立北図書館、浜松市立都田図書館）

(提案理由)

浜松市立北図書館及び浜松市立都田図書館の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地	名称
浜松市中央区葵東一丁目 15 番 1 号	浜松市立北図書館
浜松市浜名区都田町 8751 番地の 2	浜松市立都田図書館

2 指定管理者

所在地：東京都中野区弥生町二丁目 8 番 15 号

名 称：ヴィアックス・東海ビル管理共同事業体

（代表者）東京都中野区弥生町二丁目 8 番 15 号

株式会社ヴィアックス 代表取締役 西門 直

（構成員）浜松市中央区和田町 708 番地の 1

東海ビル管理株式会社 代表取締役 高橋 一博

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

(1) 指定管理者がグループを編成した目的

豊富な公共図書館の管理運営実績、充実した研修と人材サポート体制を有する代表企業と、施設の総合管理専門企業が共同事業体を構成し、両者の市内における実績を活かした更なる図書館サービスの拡充を目指す。

(2) 概要

代表者	<u>株式会社ヴィアックス</u> ・設 立：昭和48年8月17日 ・資本金：1億7,774万2,500円 ・設立目的：次の事業を営むことを目的とする。 ・事業内容：①各種広告の代理業務と市場調査 ②セールスプロモーション、ダイレクト・メールの企画、制作及び販売 ③図書館管理運営業務の請負 ほか
構成員	<u>東海ビル管理株式会社</u> ・設 立：昭和53年9月1日 ・資本金：1,000万円 ・設立目的：次の事業を営むことを目的とする。 ・事業内容：①ビルディング、その他建造物の清掃管理業務 ②ビルディング、その他建造物の設備（空調設備、給排水設備、電気設備、冷暖房設備、消防設備、衛生設備）の施工、保全、保守、管理業務 ③指定管理事業 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1 件 ・ ヴィアックス・東海ビル管理共同事業体（候補者）
(3) 選定会議	市民部指定管理者選定会議 (1) 選定会議の構成 委員長：嶋野 聡 浜松市市民部文化振興担当部長 副委員長：杉田 実良 浜松市市民部スポーツ振興担当部長 委員：宮木 広由 浜松市市民部創造都市・文化振興課長 委員：栗田 豪 浜松市市民部スポーツ振興課長 委員：枝村 賢美 浜松市市民部中央図書館長 委員：A（第三者委員＝運営面） 委員：B（第三者委員＝利用面） 委員：C（第三者委員＝利用面） 委員：D（第三者委員＝経営面） (2) 審査日時 令和7年9月2日（火） 午後1時～午後4時15分 (3) 申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和7年9月2日（火）実施
(4) 選定理由	・ 全国での公共図書館の管理運営実績がある図書館専門企業と浜松市を中心に公共施設の指定管理者経験が豊富な市内の建物管理専門企業による共同事業体として、明確な責任分担による効果的な管理運営と効率的な経費の運用が提案されている。 ・ 代表企業は市内5図書館の指定管理者としての実績がある。近隣の協働センター、地域団体、企業等と連携した事業や、利便性を高める提案がなされており、更なる施設の効用発揮、利用者サービスの向上が期待できる。 ・ 構成企業は施設の総合管理を専門とする企業であり、これまで培った指定管理者としての経験を活かした質の高い施設・設備の維持管理と併せ、地域実情にも精通していることから施設管理において効率的かつ迅速な対応が期待できる。また、社会貢献活動の一環として「浜松市消防団協力事業所」、「浜松市高齢者活躍宣言事業所」の認定を取得している。 ・ その他の項目についても、適正な管理運営が実現可能な内容であることから、候補者として選定した。

3 提案概要と評価内容

	ヴィアックス・東海ビル管理共同事業体	
提案概要	①豊富な公共図書館の管理運営実績を有する代表企業と、施設の総合管理専門企業が共同事業体を構成し、両者の市内における実績を活かした更なる図書館サービスの拡充を目指す。 ②図書館司書としての専門的知識と技術を駆使し課題解決を支援するため、レファレンス機能の更なる強化に取り組む。 ③質の高いサービス提供のためのセルフモニタリング、及び徹底した個人情報保護対策に取り組む。 ④利用者の立場に立って考え、より利用しやすい図書館運営に努める。 ⑤各館の特性に応じた事業を進め、地域ニーズに沿った図書館サービスの向上に取り組む。	
提案金額	(令和8年度) 68,091,551円 (令和9年度) 68,091,551円 (令和10年度) 68,091,551円 (令和11年度) 68,091,551円 (令和12年度) 68,091,551円 合計 <u>340,457,755円</u>	
評価内容	・図書館の運営実績や代表企業及び構成員の市内における実績を活かした効果的な管理運営が提案されている。 ・浜松市図書館ビジョンに基づく提案がなされている。 ・効果的な広報活動、また地元団体や周辺施設との地域貢献につながる連携事業について、提案されている。	

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目		配点	得点
応募者（評価対象者）			ヴィアックス・東海ビル管理共同事業体
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 3.3 点以上）			
(1) 施設の性格や目的の理解		3	2.4
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること		3	2.3
小 計		6	4.7
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 28.6 点以上）			
(1) 事業の具体的取組み方		9	6.9
(2) 施設の運営体制・職員の配置		4	2.9
(3) 適正な管理・モニタリング		4	2.9
(4) 安全管理・緊急時への対応		5	3.5
(5) 市民サービスの向上		15	11.3
(6) 環境への配慮		5	3.3
(7) 地域等への配慮		5	3.9
(8) 平等利用		5	3.5
小 計		52	38.2
3 指定管理者に関する項目（合格点 9.9 点以上）			
(1) 団体の物的・財政的能力		6	4.7
(2) 施設の運営実績		6	4.8
(3) 団体の地域貢献		6	4.3
小 計		18	13.8
4 指定管理者の活動に関する項目			
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと		3	2.6
(2) 各種認定等の有無		1	0.5
小 計		4	3.1
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点 5.5 点以上）			
収支計画の妥当性		10	7.5
小 計		10	7.5
6 指定管理料に関する項目（2）			
$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{配点}$		10	0.0
小 計		10	0.0
現指定期間の実績に基づく加減点			1.6
合 計		100	68.9

指定管理者の指定について（浜松市立浜北図書館）

(提案理由)

浜松市立浜北図書館の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市浜名区貴布祢 3000 番地

名 称：浜松市立浜北図書館

2 指定管理者

所在地：浜松市中央区丸塚町 541 番地の 20

名 称：遠鉄アシスト株式会社 代表取締役 米田 典弘

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

遠鉄アシスト株式会社

・設 立：平成 11 年 7 月 21 日

・資 本 金：4,000 万円

・設立目的：次の事業を営むことを目的とする。

・事業内容：①建物・構築物及び付帯設備の管理・清掃並びに警備の請負

②建物等の環境衛生管理の請負

③地方自治法に基づく指定管理者制度による公共施設の運営受託に
関する業務 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1 件 ・遠鉄アシスト株式会社（候補者）
(3) 選定会議	市民部指定管理者選定会議 (1)選定会議の構成 委員長：嶋野 聡 浜松市市民部文化振興担当部長 副委員長：杉田 実良 浜松市市民部スポーツ振興担当部長 委員：宮木 広由 浜松市市民部創造都市・文化振興課長 委員：栗田 豪 浜松市市民部スポーツ振興課長 委員：枝村 賢美 浜松市市民部中央図書館長 委員：A（第三者委員＝運営面） 委員：B（第三者委員＝利用面） 委員：C（第三者委員＝利用面） 委員：D（第三者委員＝経営面） (2) 審査日時 令和7年9月2日（火） 午後1時～午後4時15分 (3) 申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和7年9月2日（火）実施
(4) 選定理由	・地元企業として浜松市を中心に公共施設の指定管理者経験を活かした効果的な管理運営、効率的な経費の運用が提案されている。 ・施設の設置目的を理解し、効用が発揮されるようにこれまでの実績を基にした業務目標値を定め、その目標に向けた各種事業が提案されている。 ・グループ企業の特長を活かした関連施設との連携事業や、施設の特性に基づく地域の活性化に向けた提案がなされている。 ・団体として様々な地域貢献活動に取り組んでおり、また「健康経営優良法人」の認定を取得している。 ・その他の項目についても、適正な管理運営が実現可能な内容であることから、候補者として選定した。

3 提案概要と評価内容

	遠鉄アシスト株式会社
提案概要	①グループ企業として地域貢献活動に取り組み、ネットワークを活かした図書館事業に努める。 ②地域や施設の特徴を認識し、周辺施設やグループ関連施設との連携事業を実施することで、より地域に根差した図書館を目指す。 ③業務目標値を具体的に定め、達成のために利用者サービスの質を向上させる事業を行う。 ④新規事業の実施や効果的な広報活動により、利用促進につなげる。
提案金額	(令和8年度) 111,059,916円 (令和9年度) 111,059,916円 (令和10年度) 111,059,916円 (令和11年度) 111,059,916円 (令和12年度) 111,059,916円 合計 555,299,580円
評価内容	・図書館をはじめとする公共施設の運営実績を活かした効果的な管理運営、効率的な経費の運用が提案されている。 ・浜松市図書館ビジョンに基づく提案がなされている。 ・地域住民の身近な図書館として、施設の特性を活かした来館者数の増加につながる提案、利便性の向上につながる提案がなされている。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目		配点	得点
応募者（評価対象者）			遠鉄アシスト株式会社
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 3.3 点以上）			
(1) 施設の性格や目的の理解		3	2.5
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること		3	2.4
小 計		6	4.9
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 28.6 点以上）			
(1) 事業の具体的取組み方		9	7.1
(2) 施設の運営体制・職員の配置		4	3.1
(3) 適正な管理・モニタリング		4	2.7
(4) 安全管理・緊急時への対応		5	3.5
(5) 市民サービスの向上		15	11.3
(6) 環境への配慮		5	3.4
(7) 地域等への配慮		5	3.8
(8) 平等利用		5	3.4
小 計		52	38.3
3 指定管理者に関する項目（合格点 9.9 点以上）			
(1) 団体の物的・財政的能力		6	4.8
(2) 施設の運営実績		6	4.6
(3) 団体の地域貢献		6	4.8
小 計		18	14.2
4 指定管理者の活動に関する項目			
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと		3	3.0
(2) 各種認定等の有無		1	0.6
小 計		4	3.6
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点 5.5 点以上）			
収支計画の妥当性		10	7.3
小 計		10	7.3
6 指定管理料に関する項目（2）			
$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{配点}$		10	0.0
小 計		10	0.0
現指定期間の実績に基づく加減点			1.7
合 計		100	70.0

浜松市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について

(提案理由)

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成 13 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき浜松市の特定の事務を取り扱わせるため、同法第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり郵便局を指定するものです。

(指定の内容)

1 郵便局の名称及び所在地

名称	所在地
熊郵便局	浜松市天竜区熊 2 0 5 9 番地の 1
気多郵便局	浜松市天竜区春野町気田 8 5 1 番地の 2

2 郵便局取扱事務

- (1) 個人番号カードの署名用電子証明書の発行・更新の申請の受付及び当該申請に係る個人番号カードの引渡しに関する事務。
- (2) 個人番号カードの利用者証明用電子証明書の発行・更新の申請の受付及び当該申請に係る個人番号カードの引渡しに関する事務

3 指定の期間

令和 8 年 2 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

ただし、当該指定期間の満了の 1 か月前までに、浜松市及び日本郵便株式会社のいずれもが委託事務の取扱いを廃止する旨の意思表示をしないときは、当該指定期間を 1 年間延長することとし、以後も同様とする。

※参 考

日本郵便株式会社の概要

- (1) 本社所在地：東京都千代田区大手町二丁目 3 番 1 号
- (2) 設 立：平成 19 年 10 月 1 日
- (3) 代 表 者：代表取締役社長 小池 信也
- (4) 資 本 金：7, 0 0 0 億円
- (5) 事 業 内 容：①郵便業務
②銀行窓口業務
③地方公共団体からの受託業務など